

沖縄国際大学日本語日本文学研究
第9巻第1号(通巻第14号)
(平成16年12月1日発行)

沖縄県学校図書館におけるプライバシー保護の現状に関する調査
— 貸出記録の目的外使用問題を中心として —

山 口 真 也

沖縄県学校図書館におけるプライバシー保護の 現状に関する調査

— 貸出記録の目的外使用問題を中心として —

A Report on an Investigation about the Actual Condition of the Privacy Protection in the Okinawa School Library

山口 真也
(yamaguchi@okiu.ac.jp)

はじめに

学校図書館問題研究会が1990年に発表した「学校図書館における望ましい貸出方式」の中に、学校図書館における貸出記録の管理方法について、以下のような記述がある¹。

「誰が何を借りているかは、プライバシーに関することであり、第三者には知られてはならない」

「利用後の個人記録が残る貸出方式は、“誰が何を借りたか、読んだか”が第三者に知られるおそれがあり、好ましくない。個人記録が残ることで、利用(読書)意欲をなくさせることがあってはならない。従って、学校図書館の貸出方式も、返却後は個人の記録が残らないことが望ましい」

『図書館の自由に関する宣言』や『図書館員の倫理綱領』に記されるように、図書館利用者の貸出記録は、「知る自由」を保障するために、プライバシーとして保護されなければならない。そして、プライバシーを保護する方法として、貸出記録が不用意に利用者本人以外の第三者の目に触れないこと、さらには、記録の流出や目的外使用を防ぐことがその解説において提案されている²。読書記録に関するプライバシー保護という考えは、公共図書館のみならず、児童生徒の知る自由を保障することを任務とする学校図書館においてもまた、当然の考えということになるだろう。

筆者は本紀要前号(8巻2号)の中で、沖縄県の学校図書館において、児童生徒のプライバシーが侵害されているのではないかと、という問題を指摘した³。しかし、前回の論文では、調査の対象が利用者や学校教員であり、現役の図書館員ではなかった、という点に課題が残った。学校図書館における貸出記録に関するプライバシー保護の問題は、学校図書館が図書館であると同時に、教育機関の一部であることから、学校教育におけるプライバシー領域の認識が難しいという問題や、教育機能が図書館の機能よりも優先する、といった複雑な問題も存在する。学校図書館において貸出記録をプライバシーとしてどのように保護するかという問題については、これまでも(数は少ないが)いくつかの議論があり、

教育現場ではそうした考えは通用しないとする報告もある。現場の学校図書館関係者は、学校図書館における利用者のプライバシー保護の問題について、どのように考えるのだろうか。

沖縄県は、ほぼ全ての学校に「学校司書」(事務職員)が配置されてきたという歴史を持つ地域である。近年は、臨時職員の採用も増加しているが、学校事務の一つとして司書職の採用そのものが廃止される動きは今のところない。こうした学校図書館を取り巻く、恵まれた環境を考えると、沖縄県という地域は、今回のテーマについて研究を進める上で、非常に適した調査対象となるだろう。

本研究では、沖縄県学校図書館の業務に何らかの形で関わる人物(学校司書、司書教諭、アルバイト等)に対して、2004年3月より断続的に、各学校を訪問し、学校図書館における児童生徒のプライバシー保護の現状と課題についてインタビュー調査を実施した。インタビュー調査は現在も継続中であるが、同年6月末までに調査対象が50人を超えたため、これまでインタビュー調査にご協力いただいた学校図書館関係者への中間報告として、また、これからインタビュー調査にご協力いただきたいと考えている学校図書館関係者に問題意識を共有していただくための資料として、本稿においてこれまでの調査成果をいくつかの論点について整理し、研究報告としてまとめることとした。

1. 調査の方法

1.1 調査対象・期間

本研究では、沖縄県内の公立と私立、国立の小学校、中学校、高等学校が設置する学校図書館関係者(学校司書、司書教諭、アルバイト等の臨時職員等の学校図書館員)を調査対象として、学校長宛の調査依頼文書を発送後に、各学校にインタビュー調査を電話にて依頼した。年度末、年度始めの多忙な時期であったが、多くの学校において、調査依頼を快く引き受けていただいたことをこの場を借りてお礼申し上げたい。

インタビュー調査は2004年3月1日より開始し、2004年6月末において、インタビュー対象者が当初の目標であった50人に達したため、いったん終了し、調査結果の集計作業に入ることとした。表1は調査対象を学校種別、勤務形態別に分けたものである⁴。

表1 調査対象

勤務する学校の種類(設置主体)	公立48、私立4	合計
職 種	学校事務(学校司書)46、司書教諭5、アルバイト1	52
勤務する学校の種類	小学校22、中学校24、高校6	

勤務する学校の設置地区	浦添市 16、宜野湾市 13、那覇市 11、沖縄市 3、具志川市 2、北谷町 3、与那城町 2、糸満市 1、勝連町 1
採用形態	本務職員 34、臨時職員 17、不明 1

1.2 調査方法

学校図書館関係者と電話にて訪問日程を調整し、調査票をもとに対面でのインタビュー調査を実施した。インタビュー調査の項目は、学校図書館における読書記録の保護に関する問題として取り上げられる事例をもとに、以下の2点とした。なお、インタビュー当日は、沖縄の学校図書館の活動状況を調査することも目的としていたため、他にもいくつかの質問を行ったが、本論文の内容と無関係の質問項目についてはここでは省略した。

- 1) プライバシーが守られる貸出方式を採用しているか？
 - 1-1) ブラウン式以外のカード式、ノート式、代本板を使用していないか？
 - 1-2) 資料の返却後に図書館内に貸出記録は残されていないか？
- 2) 読書記録は目的外に使用されていないか？
 - 2-1) 読書記録を読書指導のための資料として使用していないか？
 - 2-2) 読書記録を生活指導のための資料として使用していないか？

インタビュー終了後には、インタビュー内容をまとめた報告書を作成し、被調査者へと郵送している。その際、聞き間違いや事実に対する誤解等があれば連絡を頂きたい旨を伝えており、6人から修正の指示があった。これらについては調査結果を訂正し、修正の要望がない場合はそれを調査結果として確定し、本稿の資料とした。

2. 調査結果

インタビューという調査方法の性質上、質問用紙は持参していたが、話の流れや持ち時間の制約から、全ての学校において、インタビューが同じように行われたわけではない。聞き取りができなかった項目などもあり、不完全な部分もあるが、ここまでの調査結果をまとめてみよう。

2.1 読書記録（貸出記録など）の管理方法について

図書館利用者の読書記録はさまざまな場面で取り扱われるが、その一つが貸出サービスの際に収集する「貸出記録」である。読書に関する記録というものは、個人の思想や興味関心を示す個人情報の一つであるから、個人情報保護の考えからすれば、本来は本人以外の第三者が管理するべきものではない。しかし、図書館は、公共物を管理するという責任

もあることから、誰がいつまでどのような本を借りているか、という情報を管理しなければならぬ立場にある。よって、図書館では、貸出サービスの利用者から、その氏名と借り出す資料のタイトル、さらには返却期日といった個人情報を一時的にはあるが、預かる必要がある。

図書館が預かった貸出記録は、本来は個人情報であり、利用者本人のものであるから、安易に管理することは許されない。カード式の貸出方式は、ブックカードや個人カードに帯出者の名前が残ることから、プライバシー保護の上で問題視されてきたが、近年では、コンピュータ式への移行によって、カード式にみられた第三者への不用意な流出という問題はほぼ解決していると考えてよいだろう。しかし、コンピュータ式の導入については、公共図書館や大学図書館ではほぼ完備されたと考えられるが、学校図書館では、蔵書や利用者の規模から、導入が遅れているという報告もある。また、コンピュータ式を導入しているからといって、利用者のプライバシー侵害が全く生じないというわけではない。沖縄県の学校図書館の場合、利用者のプライバシーが守られる貸出方式、貸出方法はどの程度導入されているのだろうか。

2.1.1 貸出方式について

まず、コンピュータ式の導入状況についてみると、表2から分かるように、全体の8割を超える学校において、コンピュータ式が導入されている。しかし、一部の学校では依然としてカード式が採用されており、インタビューによると「今後も導入の予定がない」自治体もあるという。

表2 学校図書館の貸出方式

学校の種類	カード式	コンピュータ式	合計
小学校	2	20	22
中学校	6	18	24
高校	0	6	6
合計	8	44	52

一口にカード式と言っても、その種類は様々である。ブラウン式のように、個人の貸出が残らない方式もある。沖縄県の学校図書館が採用する方式は、利用者のプライバシーを守ることができるのだろうか。

今回のインタビュー調査では、カード式を採用する全ての学校において、個人カードを利用する方式が採用されていた。個人カードとは、児童生徒1人ごとに作られたカードに、貸出の際にその図書のタイトルや分類番号を記入する方式である。一部の学校では、ニューアーク式と併用されることもあるが、この方式において、プライバシー保護上、最も問題となる点は、個人カードの管理方法であると考えられる。

今回調査を行った学校図書館では、その全てが、個人カードをカウンターに準備した

カードボックスに配置するという管理方法を採用している。カウンターに図書館員が常駐するのであれば、こうした管理方法にも問題はないかもしれないが、実際には、学校司書、司書教諭、あるいは図書委員がカウンターに常にいるわけではない。沖縄県の場合は、専任の図書館員が配置されているため、館内に常駐することは可能であるが、排架やレファレンス、調べ学習の対応などでカウンターを離れることもある。そうした瞬間に、利用者がカウンターに放置されたカードボックスから、他人の読書記録を興味本位でのぞき見ることは難しいことではない。また、貸出業務においては、図書館員が利用者1人1人にカードを手渡しというわけではない。故意ではなくとも、利用者が自分の個人カードを探す際に、他人のカードの読書記録を目にしてしまうことも十分に考えられる。インタビューでは、他人の個人カードを見ている児童生徒の姿を目撃したことがあるという回答も少なくなかった。

もちろん、多くの図書館員は、他人のカードをのぞき見るような行動を目にした場合は、「厳しく注意するように心がけている」という。例えば、ある図書館員は、「オリエンテーション時には、「他人のカードは絶対に見ないように」と説明している」と語っている（中学校）。しかし、こうした問題は、利用者自身のプライバシーに対する意識の低さから生じる問題である一方で、カードボックスをカウンターに常置することによって引き起こされる問題でもある。意識を高めることも重要であるが、それと同時に、個人情報が出しにくい管理方法を採用することも学校図書館員の役割ではないだろうか。とすれば、個人カードボックスを不用意にカウンターに常置するのではなく、カウンターの奥でカードボックスを管理し、利用者1人1人に手渡しするという方法も考えられる。

インタビュー調査では、こうした対策について意見を求めたが、「不可能である」という返答が大半であった。特に小学校、中学校では、休み時間にも利用者が列を作って資料を借りに来る。そうした状況において、図書館員1人が、1人1人の児童生徒に対して、カードを手渡し、貸出手続きをチェックするということは難しく、もしそうした対応をすれば、「あと3人は司書がいる」という意見もあった（中学校）。また、大学時代にプライバシー保護の重要性について学んだ経験を持つ図書館員もまた、「最初の頃は、貸出カードはカウンター内で管理した方がいいと思っていたが、やはり、休み時間には1人では対処ができなかった」と語っている。カード式の図書館では、「生徒に自分でカードを探してもらわないと仕事にならない」とのことであった（中学校）。

こうした点を考えるならば、現在、沖縄県において採用されているカード式の貸出方式には、プライバシー保護上の問題が残る。至急、プライバシーが守られる方式（ブラウン式）、あるいはコンピュータ式への移行を検討する必要があるだろう。

2.1.2 コンピュータ式の問題点

では、コンピュータ式を導入している学校図書館では、カード式のように、第三者に不用意に貸出記録が流出するという問題はないのだろうか。インタビュー調査の結果、第三者による流出の問題は、コンピュータ式においてもまた全て解決しているわけではないということがみえてきた。

学校図書館が採用するコンピュータのシステムは自治体によって、または自治体内でも導入時期によってさまざまであり、それぞれに問題点があるが⁵、多くの図書館において共通する問題として確認されたものが、コンピュータ内の利用者の貸出記録が、管理者だけでなく、利用者の権限で閲覧できるという問題である。沖縄県内で使用されている多くの貸出システムでは、現在どのような本を借りているか、これまでにどのような本を借りたか、などの個人記録(貸出履歴)の参照が可能となっているが、今回調査を行ったほとんどの学校図書館において、この個人記録を参照するためのパスワードは、個人用の貸出カードの番号となっていた。個人用の貸出カードを本人が管理しているのであれば、貸出履歴が他人に知られることはないが、小中学校の場合は、全ての図書館において、カードは個人持ちではなく、図書館内に常置された貸出カードボックスでの一括管理となっている。カード式での個人カードがそうであったように、個人の貸出カードもまた、カウンター内ではなく、カウンターやフロアなど図書館内のオープンスペースに常置(放置)されている。つまり、図書館利用者であれば、他人の貸出カードを誰でも自由に手にすることができるため、他人の貸出履歴を自由に閲覧することができる状態になっているのである。

インタビュー調査によると、こうした状況

では、当然、他人の貸出カードを勝手に使用して貸出状況を閲覧しようとする利用者が後を絶たないという問題が指摘されている。表3から分かるように、コンピュータ式を採用している学校図書館の内、実に、半数近い図書館員が、児童生徒が他人の貸出カードを使って、貸出履歴を無断で参照している場面を見かけた経験があると語っている。

個人用の貸出カードが、館内のオープンスペースに常置、というよりも放置に近い方法で管理されているということは、公共図書館や大学図書館では考えられない光景である。当然、プライバシーを保護するためには、個人記録を参照するためのパスワードを、利用者本人が変更するという方法があるだろう。しかしながら、多くの学校で、そうした変更

表3 他人のカードを使った履歴の無断参照

学校の種類	あり	なし	分からない	未確認	合計
小学校	10	10	1	0	21
中学校	10	1	0	6	17
高校	0	2	0	4	6
合計	20	13	1	10	44

も行われておらず、(一部の図書館員から「パスワードは変更できる」という意見もあったが)大半の学校では、履歴参照用のパスワードは変更できないと考えられている。

パスワードが、個人の貸出カード以外の番号に変更できないとすれば、カードを個人持ちにする、という対策も考えられるだろう。しかし、こうした対策もまた、個人カードの個人管理と同様に「絶対に不可能」という意見が大半であった。例えば、小学校では、「中学生になれば、個人持ちにしても大丈夫だと思うが、小学生では絶対に紛失してしまう」という反応であり、中学校では、「高校生になれば大丈夫かもしれないが、中学生にはまだカードの自己管理は無理」という回答であった。確かに、小学生や中学生は、高校生とは違って、個人の財布やバスケケースを学校にいつも持ってくるわけではない。また、カードを個人持ちにすると、移動教室の帰りなどに気軽に図書館に立ち寄ることができなくなり、学校図書館から足が遠のく可能性もある。司書同士の話し合いで、そうした利便性を考慮した結果、小中学校では、個人の貸出カードは図書館内で管理した方がよいという結論になったという話も数人の図書館員から聞かされた。

貸出カードを館内に放置せずに、カウンター内で管理し、利用者1人1人にカードを手渡す、という方法についても「不可能」という回答が多かった。カード式において、個人用の貸出カードを手渡しできないということは既に述べたが、コンピュータ式においてもまた、多くの図書館員が、混雑時には、図書館員1人で、利用者1人1人の名前を確認し、カードを手渡しすることはとてもできないと語る。

では、貸出カードが悪用される問題について、学校図書館はどのような対策をとればよいのだろうか。筆者の質問に対して、最も多かった意見は、「利用者は、確かに履歴を見ているが、他人の借りた本のタイトルにはそれほど興味はない」という返答であった。つまり、子どもたちの中には、他人の貸出カードを使って、無断で個人記録を閲覧するものもいるが、その時見ているものは、「冊数のみ」であり、誰が何を借りているか、ということにはほとんど興味はないように見えるという。多くの小中学校では年間、または学期ごとに、貸出冊数の上位者に「多読賞」を贈る行事があり、他人の貸出カードを使って履歴を見ようとする目的もまた、多読賞を意識したものである。書名を確認するとしても、多読賞での勝ち負けを意識するあまり、「同じ本、何回も借りている、ずるい」といった気持ちであることが多く(小学校)、こうした行為に対して、利用者自身には悪気はほとんどなく、他人の読書内容からその人物の興味関心を探ろうというような意識は感じられないとのことであった。インタビュー調査での回答をまとめると、貸出履歴を見てはいるが、「子どもたちは冊数にしか興味がない」、あるいは「書名は見えていない」と回答した図書館員は、この問題をはっきり認識している図書館員(20人)のうち12人、60%を占めていることが分かる。

とはいえ、冊数もまた貸出記録の一種であり、読書量が個人の評価材料になることもある。学校では、読書量に関する情報が広まることもまたいじめやからかいの原因になる可能性がある。貸出冊数に関する記録もまたプライバシーであり、本人に無断で他人が見ていいというわけではない。さらに言えば、図書館員の多くは「書名は見えていない」と語るが、厳密にはそう断言する根拠はどこにもない。とすれば、「書名を見ていない」という意見は図書館員の願望の範疇を決して越えるものではないと筆者は考える。以上の点を考慮すれば、館内に個人カードを放置する現在の個人貸出カードの管理方法にはやはり問題があると云わざるを得ない。しかし、こうした筆者の意見をふまえてもなお、インタビュー調査では、貸出カードの管理方法は現状のままでよいとする意見が多数であった。ではなぜ現在のままでよいのか。

筆者の疑問に対して最も多かった回答は、「他人のカードを使っているのを見かけたら、きちんと指導するようにしている」というものであった。こうした回答は、問題行為を発見したらすぐに指導しているからよいという単純な理由ではなく、学校図書館の教育的な機能に基づく対応を行うべきであるという発想に基づいていると考えられる。つまり、公共図書館とは異なり、学校図書館は教育機関に内在する機関であり、他人の貸出カードを使ったプライバシー侵害の問題については、カードの管理を厳重にすることで対応するのではなく、利用者のプライバシー意識、モラルを高めるという教育的な方法によって、解決しなければならないとする考えである。

確かに現行の貸出方式には、プライバシー保護上の問題はある。しかし、その対策は学校図書館の特性を活かすものでなければならない。ある図書館員は、「低学年の子どもには「プライバシー」ということはわかりにくいかもしれない」としつつも、「これは誰のカードなの?」「他人のものを勝手に見ていいの?」と声をかければ、競争心から他人の記録を見ようとする利用者であっても、大半が理解を示してくれると語っている。利用者には何の問題意識も持たせることなく、個人カードの管理を厳重にしても、それだけでは利用者のプライバシー保護意識は高まらない。他人のカードを使った記録ののぞき見を発見したら、それを図書館員は指導の契機として積極的にとらえ、利用者を注意し、彼らの意識を高めていくような働きかけを行わなければならない。こうした考えから、多くの図書館において、貸出用の個人カードの管理方法を変更する予定はないとのことであった。

2.2 読書記録(貸出記録)の目的外使用について

過去の文献をさかのぼると、学校図書館において、読書記録を個人情報、プライバシーとして保護することは、現実にはかなり難しいという報告がいくつか存在する⁷。その一

つの問題が読書記録の目的外使用の問題である。

個人情報保護の原則によると、個人情報というものは、収集する際に相手に開示した目的の範囲内で使用しなければならないという決まりがある。個人情報の一種である読書記録やそれを含む貸出記録もまた、本来は、貸出サービスをつつがなく実行するために集められたデータであり、そうした本来の目的以外には使用されてはならない。例えば、公共図書館では、貸出サービスを行う際に、誰がいつ何を借りた(読んだ)のかという情報を利用者から預かるが、そうした貸出記録が仮に図書館の外部の機関、例えば、警察などの手に渡り、個人の内心に関するプロフィールが作成されていたとすれば、重大な人権問題となるだろう。読書記録、貸出記録の目的外使用は、人権侵害であると同時に、読書の自由を奪うという面からも、知る自由を保障するために存在する図書館において、決して行われてはならない事態である。

読書記録、貸出記録を目的外に使用してはいけないというルールは、学校図書館にもまた原則として適用されなければならないはずである。学校図書館もまた、貸出サービスや読書相談などを通じて、利用者の読書記録を多く保有している。学校図書館が集める児童生徒の読書記録についてもまた、本来はその目的に応じて使用しなければならないはずである。しかし、その一方で、児童生徒の読書記録は、本来の目的を超えて、学校教育上、さまざまな用途を持っている。読書記録は古くから利用者個人の興味関心を反映する情報であると言われているが、学校図書館においては、児童理解、生徒理解を目指すクラス担任等による読書指導や生活指導の資料としての用途を十分に含んでいるということになるのである。

以上の点を考えるとき、読書記録に関してプライバシーを保護するということは、単に他の利用者への漏洩を防ぐというレベルでとらえるのではなく、学校図書館が利用者から預かった読書記録という個人情報を本来の目的を越えて利用することについての問題にまで目を向けて考える必要がある。沖縄県の学校図書館では、この問題はどのように考えられているのだろうか。

2.2.1 読書指導目的での貸出記録の利用について

2.2.1.1 外部教員への貸出記録の提供の有無

学校図書館における利用者の読書記録は、「貸出記録」として図書館内で管理されることが多い。本来、貸出記録とは、公共物である「図書館資料を適切に管理するため」の記録であって、「利用者という人を管理するため」の記録ではない⁸。そもそも、「利用者が資料を借りるためにのみ提供したデータは、資料が返却されれば本人に「返す」のが筋」で

あり、「それを目的外に使うということは、本人がまったく予期していないこと」である。さらに言えば、貸出記録というものが、本来の目的とは違う形で利用されることによって、「自分に対する判断の根拠となったり、指導資料ともなると分かれば、本来の読みたい資料を借りるという行為そのものが歪められることもあり得るだろう」⁹。よって、こうした記録を預かる立場にある図書館員は、第三者が他人の読書記録からその人物の内面を探ろうとすることを防がなければならないし、図書館員自身もまた資料のタイトルや分類番号から利用者個人の内面を探ったり、想像したりすることは許されない。こうしたルールは、学校図書館が、読書の自由を実現する立場にある限り、同様に適用されなければならないはずである。

上述のように、学校教育において、図書館が管理する貸出記録には、読書に関する指導の資料としての利用価値という、本来の目的以外の用途が存在する。しかも、学校における読書指導は、全校児童生徒を相手にする図書館員自身ではなく、現実には、児童生徒への個別指導が可能なクラス担任が行うケースが多い。学校図書館における貸出記録を、貸出サービスを行うための記録、つまり公共物を管理するための記録とするならば、いくら読書に関連する目的であるとしても、児童生徒に目的を開示せず、予期していない範囲で貸出記録を読書指導のための資料にすることはできない。学校図書館の貸出記録は、クラス担任による読書指導において、非常に便利な資料となりうるものであるが、目的外使用という観点から見れば、そうした活用は許されるべきではない。

以上の問題について考えるために、インタビュー調査では、まず学校図書館を中心とした読書指導の内容について確認している。表3はその結果をまとめたものであるが、高校では「読書指導は行われていない」とする回答が多く、また、小中学校では、「学校全体としては読書指導に熱心に取り組んでいる」とする回答が多かったものの、図書館員による活動としては、児童生徒1人1人に直接的に働きかける指導ではなく、「朝の読書」の支援（貸出など）の他に¹⁰、読書月間での読書意欲を喚起するための催し、教員や保護者による読み聞かせの指導などの間接的な働きかけ、または、多読者（多読学級）表彰のための集計、読書星取表作成など、児童生徒個人ではなく、全体に対する働きかけが中心となっていることが分かる。

表3 学校図書館による読書指導（朝の読書の補助は除く）

内 容	小学校	中学校	高 校	合 計
読書月間の催し（読書評語・読書郵便・読書クイズ・紙芝居）	8	3	0	11
ボランティアの保護者・図書委員・教員による読み聞かせの支援（貸出、選定、技術的な指導）	5	2	0	7

テーマを決めての本の展示（平和月間、読書月間、クリスマスなどに図書の展示、推薦）	4	1	0	5
進路情報の提供	0	1	1	2
生徒に対する声かけ・カウンターでの簡単な読書相談	0	2	0	2
読書月間の展示（読書感想文・読書感想画）	2	0	0	2
図書館内での読み聞かせ・ブックトーク・本の推薦	2	0	0	2
クラスごとに「学級読書通信」を発行	0	1	0	1
校内放送による朗読	1	0	0	1
パネルシアター	1	0	0	1
図書委員による本の紹介	0	1	0	1
保護者会などでの子どもの読書に関する講演	0	1	0	1
合 計	23	12	1	36

インタビューでは、一部の図書館員に「児童生徒への読書指導は誰が行っていますか？」と質問を行っているが、やはり「クラス担任が中心に行う」という回答が多く、「私たちは司書なので、指導という形が入ってくると、すべて先生(クラス担任)が行っている」という回答(小学校)や、「現在の読書指導といえば、クラス担任が中心」(小学校)、「読書指導は基本的には担任の先生が中心になって行っている」(小学校)、「読書指導は、図書館主任と各学年の読書係の先生たちが主に取り組んでいる」(中学校)といった回答が多数確認された。教育課程の一部として、計画的、継続的に行われる指導は、読書に関するものとはいえ、クラス担任の仕事ということになるのだろう。

では、読書指導を実際に担当する立場にあるクラス担任に対して、図書館員は利用者の貸出記録を提供したことがあるのだろうか。インタビュー調査では、次の項目として、「読書指導の資料として、児童生徒の貸出記録を提供したことがありますか？」という質問を行ったところ、過去に1度でもそうした経験があると回答したのは42人であった。この質問を行うことができた人物のうち、実に9割に達しており、かなり高い確率で、何らかの記録が、学校図書館から外部へと提供されていることが分かる。

次に、クラス担任への貸出記録の提

表4 クラス担任への貸出記録の報告¹¹

学校の種類	報告している				報告していない	未確認	合計
	毎月	学期ごと	未確認	不定期			
小学校	16	2	4	0	0	0	22
中学校	9	5	3	3	1	3	24
高校	0	0	1	0	3	2	6
合計	25	6	8	3	5	5	52

供について、その内容を確認してみよう。いくつかのパターンがあるが、最も多いものは、クラス担任による読書指導の資料として、毎月(または学期ごと)の個人貸出状況を報告しているケースである。表4から分かるように、頻度はそれぞれの地域、担当者によって異なるが、沖縄県内のほぼ全ての小

表5 通知表の資料としての貸出記録の提供

学校の種類	あり	なし	分からない	未確認	合計
小学校	14	0	0	8	22
中学校	10	3	1	10	24
高校	0	2	0	4	6
合計	23	5	1	23	52

中学校において、図書館の外部の教員に対して、貸出記録が提供されていることが分かる。

読書指導の資料として貸出記録が使用されるケースとして、次に多いものが、学期ごとに保護者に渡される通知表(または生活態度の記録表)への読書状況の記入を目的とした、貸出記録の提供である。表5から分かるように、小学校、中学校では、かなりの数の学校において、通知表に読書状況欄が設けられており、その資料提供に学校図書館が関わっている。通知表への記入はクラス担任が行うため、貸出記録は保護者だけでなく教員の目にも触れることになる。こうした資料提供もまた読書指導の一環であり、図書館が管理する貸出記録の、読書指導を目的とした外部開示の例であると考えられるだろう。

上に述べたように、貸出記録は、本来は貸出サービスのために集められた個人情報であり、貸出サービス以外の目的、つまり資料の管理以外の目的で使用することはできないと考えられている。厳密には、読書指導という目的においてもまた同様であり、仮にそれが学校という場であったとしても、「何を借りたか」という情報が、指導目的、教育目的で利用されるならば、図書館における自由な読書の雰囲気は乱される可能性が高い。

言うまでもなく学校図書館にもまた、利用者が読書において「秘密」を感じるような資料は多数存在する。例えば、失恋した時に読む本、親や先生には言えないような悩みを解決するための本などはどの学校図書館にも多く排架されているし、体や性に関する教育書もある。思春期の子どもが、こうした問題に興味を持つことは自然なことではあるが、相手がどんなに信頼できる人物であったとしても、自己を評価する立場にある教員に対して、そうした問題に興味を持っていることを知られることは決して嬉しいことではないと思われる。また、児童生徒の大半は学校図書館における読書に対して特に秘密を感じていないとしても、そもそも、貸出に関する記録が学校教育における評価情報として活用されるとすれば、高い評価を得るために本を借りたり、極端に言えば、よい評価を得るために読んでいるふりをするといった、無意味な読書行動に走る子どもが現れないとも言い切れないだろう。学校においては、読書指導と図書館とは極めて近い関係にはあるが、筆者は以上

のような問題意識から、貸出記録というものは、本来は、読書指導という教育領域とは切り離して管理するべきであるという考えを持っている。

この問題について、実際に貸出記録を提供している図書館員はどのように考えるのだろうか。インタビューの回答では、多くの図書館員が、貸出記録を提供する理由について、教員からの求めがあることを、提供の第一の理由として挙げている。つまり、図書館員から積極的に提供しているわけではない、ということであるが、同時に、読書指導において、児童生徒の貸出記録を提供することについて「強い抵抗を感じている」という意見はごく一部、筆者が調査した範囲では中学校の図書館員1人のみであった。今回のインタビューを受け、問題点を指摘された後に、「安易に貸出記録を提供することは問題があるという認識を持った」という回答も一部で確認されたが、大半は、読書指導の一環として、貸出記録を提供することについて特に問題がなく、むしろ、「図書館を利用してほしい、本をもっと読んでほしい、貸出0冊の子どもをなくしたい、という気持ちから、図書館員から自発的、積極的に、教員に対して記録を提供し、教員による児童生徒への「声かけ」を求めていきたい」とする回答もあった(小学校)。

では、読書指導を目的とした貸出記録の提供について、なぜ学校図書館員には問題意識が生じないのだろうか。その最大の理由は、外部へ提供する貸出記録の種類、範囲にあると考えることができる。

表6 クラス担任等に提供する情報の内容¹²

表6は、読書指導の資料として、図書館員がクラス担任等に対して提供する貸出記録の内容(種類)を調査した結果である。多くの学校において、提供する情報は、「冊数のみ」であり、学校によっては1桁程度の分類番号が含まれることも

学校の種類	冊数のみ	冊数と分類	書名を含む	未確認	提供していない	合計
小学校	15	7	0	0	0	22
中学校	19	1	0	3	1	24
高校	1	0	0	2	3	6
合計	34	8	0	5	5	52

あるが、個人の読書の内容を示すという意味で、最も秘密性の高い情報である書名は、どの学校においても伝えられていない。

もちろん、貸出冊数もまたプライバシー、個人情報であることには変わりはない。しかし、公共図書館とは違い、学校図書館は教育機関にも属している。教育的な効果と児童生徒のプライバシー保護は、図書館の分野だけでなく、いろいろな場面で対立することがあると言われるが、利用者のプライバシーを最も高いレベルで含む書名を伏せるのであれば、教育的な効果を優先して、冊数のみ(または大まかな分類)を含む貸出記録を提供してもよい(するべき)という意識が、多くの図書館員にあるということだろう。

2.2.1.2 外部教員からの貸出記録開示要求への対応

以上のように、学校図書館では、クラス担任による読書指導のための資料として、貸出記録(主に冊数)が提供されていることが分かる。貸出冊数が外部に提供されることの是非については本論文では議論しないが、普通に考えれば、個別の読書指導においては、どれだけ読んだか、という情報よりも、何を読んだか、という情報の方が有用であると考えられる。しかし、読書指導の資料としてクラス担任へと提供されている児童生徒の個別の情報は、今のところ、貸出冊数のみである。もちろん、全ての教員が読書指導に熱心なわけではないと思われるため、とりあえず冊数のみを確認し、児童生徒が読書に親しんでいることさえつかむことができれば安心するというケースもあるだろう。しかし、読書指導に熱心な教員であれば、多読者が必ずしもよい読書傾向を持つ読者であるとは考えないはずであり、当然、個人の読書傾向に興味を持つはずである。そのための指導資料として、個別に読書ノートを記入させ、定期的にチェックする教員もいると思われるが、そうした指導は、教員にとっても、児童生徒自身にとっても、一定の手間と労力を要する。また、読書ノートは、どんなに指導を行っても、こまめに記入しない(できない)児童生徒もいると言われる。とすれば、読書ノート指導だけでは、児童生徒のすべての読書内容をつかむことはできなという問題もあるだろう。

以上の点を考えると、学校図書館が管理する個人の貸出記録は、読書指導において個人の読書状況を把握する上で非常に都合のよいものである。当然、図書館の中に記録が残ることを知っている教員は、読書指導の資料として、貸出カードやコンピュータに残される個人の貸出履歴を参照しようという発想を持つのではないだろうか。

表7は、外部の教員(クラス担任等)から、読書指導を目的として、書名を含む児童生徒の貸出記録を求められた経験の有無を集計したものである。

未確認も多く、完全な調査とは言い難い結果ではあるが、クラス担任から書名を含む貸出記録の提供を求められた経験は決して少なくないことが分かるだろう。インタビュー調査では、さらに具体的に、クラス担任からどのように記録の開示を求められたか、ということを確認した。その結果、最も多かったケースとして挙げられるものが、現在、カード式を採用する学校での(または採用していた頃の)、クラス担任等による貸出カードの無断閲覧である(7名)。上述のように、カード式で貸出を行う図書館では、カウンターに個人カードポッ

表7 書名を含む貸出記録の開示要求についての経験の有無

学校の種類	あり	なし	未確認	合計
小学校	5	9	8	22
中学校	8	11	5	24
高校	0	3	3	6
合計	13	23	16	52

クラスを配置（放置）するところが多い。児童生徒が友人や知り合いの個人カードを何気なく見るように、クラス担任もまた、このカードボックスから、児童生徒の読書内容を把握しようとする行動がある（あった）というのである。図書館員に声をかけてからカードを見ることもあれば、特に断らずに、カウンターに配置されているカードボックスを見ている、ということもあるという。

この他にも、読書指導に熱心な教員との日常的な会話の中で、「あの子はどのような本を読んでいるか」と確認されたケースや、「偏った読書をしていないかどうか知りたい」といった相談を受けることもあるという。やはり、読書指導に熱心な教員からは、図書館での読書行動に関して、多く質問が寄せられるようである。

では、読書指導を目的とした外部教員からの貸出記録の要求について、過去に1度でも「経験がある」と回答した13人の対応とはどのようなものであったのだろうか。インタビュー調査ではその際の対応についてさらに聞き取りを行ったが、要求をきっぱりと「拒否した」という回答はなかった。教員からの直接的な相談を受けた場合には、「書名は伝えず、どのジャンルが好き、といった読書の傾向を伝えるに留めている」という回答もあったが（小学校）、一方では、児童生徒の読書に関心をもつことはクラス担任にとって当然のことであるから、「コンピュータの個人履歴をそのまま見せている」という回答もあった（小学校）。また、カードボックスの個人カードを教員が見る、というケースについては、「経験がある」と回答した7人中6人が、「不読者はいないか」、「クラスの子どもたちはどのくらい読んでいるか」というように、冊数のみを確認している様子で、書名までいちいち確認していないように見えるので、特に「カードを見ないで下さい」とは注意しないという回答であった。

2.2.1.3 読書指導を目的とした貸出記録の開示への望ましい対応

今回のインタビュー調査では、経験の有無に関わらず、「読書指導を目的とした外部教員からの貸出記録の開示に対して、どのように考えるか？」という質問も行っている。プライバシー保護の面から考えると、公共図書館では、クラス担任はもちろんのこと、保護者からの照会であっても、個人の貸出記録は、読書傾向、冊数を含めて、一切伝えないという対応が一般的である。しかし、学校図書館の場合は、過去の対応をみるかぎり、冊数や読書傾向までは、教員であれば伝えてもよいと考えている（考えてきた）図書館員も少なくないことが分かる。つまり、学校図書館においては、読書記録、貸出記録に関するプライバシー領域は、公共図書館ほどは明確に確立されていないことが分かる。読書指導を目的とした、児童生徒の貸出記録の提供について、学校図書館員はどのように考えるのだろうか

か。表 8 は、2.2.1.2 にて

「経験がない」と回答した図書館員も含めて、「もし、クラス担任から、読書指導を行いたいので、児童生徒の貸出記録(書名を含む)をどうしても見たいと言われた場合どうしますか?」と

質問した結果を集計したものである。結果をもとに、沖縄県の学校図書館員がこの問題についてどのように考えているかを明らかにしてみよう。

表 8 もし開示を求められたらどうするか?

学校の種類	全ての情報を提供する	読書傾向のみ提供	拒否	本人に確認の上提供	未確認	合計
小学校	7	2	2	2	9	22
中学校	13	0	1	0	10	24
高校	3	0	0	0	3	6
合計	23	2	3	2	22	52

(1) プライバシー保護の重要性は理解できるが、教員からの要請を断ることは難しい

調査結果について、第一に注目すべき点は、「拒否をする」という回答が非常に少なかったという点であろう。インタビュー調査では、読書記録を外部に開示することの問題点についても指摘しながら意見を聞いたが、「少し悩むが、貸出記録に頼らなくても読書指導はできると思うので、できるだけ断りたい」(小学校)、「学校司書の立場だからといって、クラス担任に対して特に断りづらいということもないし、断ろうと思えば断れる」(中学校)というように、要求をはっきりと「拒否する(拒否したい)」と回答したのはごく一部であった。大半の図書館員は、相手がクラス担任であり、読書指導を目的とするのであれば、貸出記録を開示するという意見を持っている。「全ての情報を提供する」の中には、「提供せざるを得ない」という消極的な回答も含まれるが、学校図書館においては、第三者への記録の開示は絶対に禁止されるものではないと考えられていることが分かるだろう。

インタビュー調査から得られた意見をいくつかに分けると、学校図書館では、読書指導のために使用するという用途と目的が明確であり、指導を行う上で個人の貸出記録が必要不可欠の情報であると教員が判断するのであれば、貸出記録を提供せざるを得ないという考えが多数寄せられた。多くの図書館員が、「利用者のプライバシーは守られるべきだということは理解している」と語る一方で、教育的な機能をあわせ持つ学校図書館では、読書指導という指導資料の提供を拒むことは現実には不可能であり、「クラス担任などの先生からの要求に一切応えないということは通じない」(中学校)、あるいは、「学校では読書記録を第三者に伝えてはならない、という原則を貫くことは難しい」(小学校)と考えている。図書館に対して貸出記録を見たいという要望を寄せる教員は、もともと読書指導や図書館の活動に高い関心と熱意を持つ教員であり、当然、そうした教員が貸出記録を「悪用

するはずもない」(小学校)。こうした理解を前提としつつもなお、かたくなに「貸出記録を見せてほしい」という教員の依頼を断ることは、教員との信頼関係を疑っていると解釈されるおそれもある。ある図書館員は、「正直な意見」と前置きして、「もし、全く伝えられない、ということになったら、先生たちは「何でこのくらいのことを教えてくれないのか」と不満に思うかもしれない」と語り、「先生に対して絶対に見せないという態度を司書がとると、関係がぎくしゃくするかもしれないし、非協力的だととらえられるようにも思う」と述べ、こうした点を考えるならば、「クラスの先生が生徒の情報をもっていることは学校の中では自然なことのようにも思う」と語っている(中学校)。この他にも、単に断れないという理由だけでなく、「指導に関しての要求なので、はっきりと断るということが正しいとも言い切れないような気がする」という意見、また、消極的な理由ではあるが、沖縄県において近年増加している、臨時採用などの雇用形態では、学校司書が教員からの求めを断ることは実際には立場上難しいとする意見もあった(中学校)。

(2) 学校図書館と公共図書館は異なる／貸出記録は教育的に利用すべき

インタビュー調査では、(1)と同様に、「提供する」という考えではあるが、もっと積極的に提供してもかまわないのではないかとする意見も確認された。例えば、学校図書館の貸出記録を使って読書指導を行おうとする教員に貸出記録を提供することは、公共図書館が不特定多数の第三者に個人の貸出履歴を開示するのは異なるため、「特に抵抗を感じない」とする考えがあった(中学校)。また、「図書館の自由」、プライバシー保護について説明をすれば、「多くの先生はおそらく納得はしてくれると思う」としつつも、「個人的には、司書であっても、学校教育の中にいるので、生徒をよりよい方向に導く手伝いができるのであれば、貸出記録を見せてもいいのではないかと、という気持ちもある」と語った図書館員もいた(中学校)。この他、個人の記録を求められた場合、すぐに見せることはないとしつつも、「まず「どういった目的で利用するのか」ということを相手に確認し、「相手を読書指導を目的としていて、この貸出記録がなければ指導ができないのであれば、提供するべきだと思っている」とする意見もあった(中学校)。学校図書館では、公共図書館とは異なり、貸出記録が外部(クラス担任など)に開示されたとしても、それが児童生徒にとってよい影響を与える方向に(教育的に)利用されることはあっても、悪用されることはない。こうした考えを前提とするとき、学校図書館と公共図書館では、プライバシー領域に対する考えに差異が生じるということになるのだろうか。

では、貸出記録を教育目的で、つまり児童生徒の評価情報として教育的に活用することが、読書の自由を奪うのではないかと、という筆者の問題提起について、現場の図書館員は

どのように考えるのだろうか。ある図書館員は、現実には「学校の図書館は選書されており、特に読んではいけな本もない」と指摘し、そうした状況において、実際に「貸出記録がクラス担任に伝わっても、子どもにとってマイナス評価にはならない」のではないかと語っている。つまり、悪用されることも、マイナス評価の材料にもなることもないとなれば、「提供するのが自然」とする考えである(中学校)。少し意見は異なるが、ある図書館員は、「子どもたちは確かに、先生には知られたくないような本を学校図書館の中で読んでいるかもしれない」と感じてはいるが、もともと「子どもたちはそうした読書が記録として図書館に残ることをいやがる傾向もある」と指摘する。つまり、「性教育の本や悩みの本を借りて、教室に持って行くと、周りの友だちに見られてしまう恐れ」が生じるため、そうした本は「図書館の中でこっそり読んで、借りて帰らない」のが一般的とも考えられるのである。「こうした事情を考えるならば、貸出記録として図書館に残っている記録には、現実には、それほどのプライバシー、秘密はない」とも考えられる(中学校)。こうした考えを前提とするならば、学校の中では、児童生徒の記録をある部署の職員が隠す方が、かえって不自然ということになるのだろう。

この他、貸出記録の中にプライバシーが含まれるとしても、「学級経営の面から考えれば、子どもの資料を担当が持っていることは普通のことだと思う」(中学校)とする意見や、「生徒の中には担任に読書内容を知られることを嫌がる子どももいるかもしれないが、担任が生徒の読書記録を「見た」ということを伝えないようにすればよいと思う」(中学校)とする意見も確認された。これらに共通するものは、公共図書館と学校図書館とは基本的に機能が異なるという考えであり、学校教育の場では、児童生徒のプライバシーは一部制限されても仕方なく、学校図書館もまた例外ではないということになるだろう。

しかし、学校教育との関わりにおいて、学校図書館における利用者のプライバシーが制限されるとすれば、その背後にある「読書の自由」もまたある程度は制限されても仕方ないということになってしまう。こうした問題について、図書館員はどのように考えるのか。ある図書館員は、教員への貸出記録の提供によって、読書の自由が侵害される可能性について、「ジレンマを感じる」部分はあるとしつつも、「学校図書館は学校教育の一部の機関であり、教育の内部にある」ことを忘れてはならないと語る。学校図書館の教育との関わりは、学校図書館法の中にも、「学校教育に寄与することがその目的である」と書かれている。こうした点を考慮すれば、「学校図書館が教育の部分とまったく関係を持たないことはできない」ということになるという解釈も成り立つ、と指摘している(中学校)。

さらに、学校図書館におけるプライバシー保護の方法は、公共図書館のように、ただひたすら「隠す」ことを重視するだけでは不十分であると指摘する意見も確認された。ある

図書館員の話では、「性教育の本を借りた子どもが、まわりの友だちにからかわれているのを見かけたこともある」が、本人に対して「からかわれて恥ずかしがるのではなく、からかわれても、きちんとなぜその本を借りたのか、目的を説明すればいい、と指導している」と語る。例えば、「性に関することを知りたいことは中学生にとっておかしなことではないし、そうした知的な興味を認めあえるような雰囲気を作ることも学校図書館では大事ではないか」。他にも、「絵本を男の子が借りると、「おまえ、こんな幼稚な本、借りるのか?」と周りの知人から、からかわれることがある」が、そうした場合にも、図書館員が「なんで絵本が幼稚なの?」と声をかけ、絵本のすばらしさを理解させるようにしている」という。「そうした働きかけによって、最近では絵本もすんなり借りて帰ることができる雰囲気になってきている」とのことであり、学校図書館では「読書を秘密と感じないような雰囲気を作ることも大切だと思っている」と、この図書館員は答えている(中学校)。学校図書館におけるプライバシー保護の方向は、秘密を「隠す」ということだけではないとする指摘は、教育現場に付設される図書館であるからこそできる対応とも考えられるだろう。

(3) 読書指導のための資料は各教員が独自に集めるべきだが、現実には難しい

繰り返せば、学校図書館は学校教育機関の中にあり、教育課程の一部において読書に関する指導が存在する限り、児童生徒の読書に関する記録を集めることは必要不可欠であろう。しかし、だからといって、読書指導のための資料として図書館の貸出記録を外部へと提供することについては、学校図書館における「読書の自由」を阻むおそれがある(ないとは言いきれない)という点から、筆者はやはり図書館員としての望ましい対応ではないと考えている。仮に、読書指導において、個人の読書傾向をつかむ必要があるとしても、それは教員自身が、読書ノート指導を行うなどして、学級経営の中で、児童生徒の了解を得た上で情報を収集すべきであって、本来は資料の管理のために集められた図書館の貸出記録を活用するべきではないはずである。そうした意味で、クラス担任が図書館に対して、安易に記録の開示を求めるという行為は、気持ちは分らないではないが、教育実践の「手抜き」のように思える。そして、そうした教員の手抜きに図書館員が、自己の信念や職業倫理を曲げてまでつきあう必要はないようにも筆者は思う。こうした考えについて現場の図書館員はどのように考えるのだろうか。

この問題提起については、多くの学校司書が、読書指導のためには教員自らが記録を集めることが理想であるという立場を示した。ある図書館員は、現実にも、読書指導の資料を図書館に安易に頼られるのは困るという立場から、クラス担任から図書館に利用者個人ごとの記録を求められた場合の対応として、「プライバシーにかかわる問題もあることを

説明して、4月の時点で担任の先生に対しては、読書傾向を知るためにはきちんと読書ノートをつけさせるように指導して欲しい、と伝えている」と語る。この図書館では、「(学年の)はじめの段階でそのように要望しているので、(図書館に対して個人の貸出記録を)知りたいといわれることがない」とのことであり、「こうした対応をきちんと事前に行っておけば、(クラス担任から)不用意に貸出記録を見たいと言われることもないのではないか」とのことであった(小学校)。この学校において、読書ノート指導が十分に行われているかどうかは未確認ではあるが、確かに学期当初に説明すれば、理解を求めることも不可能ではないだろう。

しかしながら、筆者の考えについては、あくまでも「理想論」の域を出ていないとする指摘も多く、「現実にはクラス担任は多忙で、読書ノート指導を細かく行うことは難しいという声もよく耳にする」という(中学校)。また、「熱心な先生は読書ノートをつけさせているようだが、現実には全ての生徒がつけているわけではない」(中学校)。こうした点を考慮するならば、「担任の先生にとっては、読書指導上、学校図書館の個人カード、貸出記録は手軽」という性質があり、「読書指導の記録と貸出記録を切り離すべき、という考え方は、学校の現場では通用しない」とする意見も確認された(中学校)。

(4) 安易な提供には問題を感じるが、「断固、提供しない」と判断する拠り所がない

とはいえ、学校図書館の現場にいる図書館員が、貸出記録のプライバシー保護について、全く問題意識を持っていないわけではない。確かに、上に紹介した意見の中には、もし教員からの要求があった場合には、「提供せざるを得ない」とする考えも多かった。しかし、インタビュー調査において、一部の図書館員が、この問題について「これまであまり真剣に考えたことはなかったが、児童生徒のプライバシーについて立ち止まって考えなおさなければならない」とも語っている。児童生徒の読書の自由を阻むことについての問題は、学校図書館において決して軽視されているわけではないのである。

例えば、ある図書館員は、「クラスの先生は教育的な指導の面から記録を見たいと考えていると思うので、そこで断るということは難しい」と語る一方で、「すべて先生に知られているということが生徒に伝わると、子どもたちは学校図書館で自由に本を読めなくなるかもしれないという危惧はある」と述べている(中学校)。

また、教員からの申し出は断れないとしつつも、プライバシー保護の必要性もあるため、できるだけ書名を伝えずに対応したいとする意見もいくつか確認できた。例えば、ある図書館員は、指導計画を持つ教員の要請を断ることは難しいとしつつも、安易に提供するのではなく、「子どもにも秘密はあると思うので、借りた本の書名そのものではなく、個人の

読書傾向を伝える程度に留めるべきなのかもしれない、とも思う(小学校)と語っている。また、「書名をそのまま言うことには抵抗を感じるので、「生き物の本が好きみたいです」「乗り物の本が好きみたいです」という程度にとどめたい」とする意見もあった。この図書館員によると、仮に、貸出記録を求める教員がいたとしても、彼らが図書館の資料全てに精通しているわけではないので、実際には、個別の書名を伝えてもあまり意味はなく、むしろ「読書傾向のみを伝えれば、ある程度担任のニーズは満たされる」ようにも考えられるという。しかし、厳密には読書傾向もまた個人のプライバシーであることには変わりはない。性教育の本ばかりを好んで読んでいる場合、ある特定の悩みに関する本ばかり読んでいる場合など、極端ではあるが、書名を伝えないからといって、読書の秘密、そして読書の自由が完全に保障されるとは言い切れないのも事実である。

ある図書館員は、「ある程度は開示しなければならないと思うが、一方で、読書記録はプライバシーである、という意識もあるので、担任の先生から求められた場合にすぐに見せるのではなく、まず利用者本人に、「担任の先生が読書指導の記録に使いたいらしいよ」と言って、了解を求めた方がいいと思う」と述べている(小学校)。つまり、本人の了解の上で、記録を開示するかどうかを決定するという考えであり、他にも同様の回答は2名から寄せられている。なお、本人に了解を求めたとしても、必ずしも了解を得られるわけではない。そうした場合にはどのように対応するのだろうか。1人の図書館員は「本人がいやがっているならば、クラス担任の申し出は断らないといけないと思う」としつつも、「ただ、それでもクラス担任の先生は理由があって貸出記録を必要としていると思うので、個別の書名は見せられないとしても、日常的な生徒のやりとりの中で把握している読書傾向、読書能力くらいは伝えてもいいのではないかと思う」という述べている。ここでもやはり、教員からの要請を完全に拒否することは難しいという判断が見え隠れしている。

以上のように、学校現場の図書館員にも、できるだけ貸出記録は伝えたくない、伝えない方がよいという意識がないわけではない。しかし、現実には教員からの要請を完全に拒否することはできないという意見が大半を占めている。では、なぜはつきりと拒否することができないのか。ある図書館員は、学校図書館においてもまた、読書記録を一切開示しないという対応が理想であるとしても、そうした行動をとる場合の精神的な「拠り所がない」ことが問題なのではないか、と指摘している(中学校)。確かに、「利用者の秘密を守る(漏らさない)」ことを図書館、図書館員の役割であると謳う『図書館の自由に関する宣言』や『図書館員の倫理綱領』には、その理念が「すべての図書館に基本的に妥当する」と明記されているが¹³、実際の学校図書館と公共図書館との機能、役割の違いをふまえ、現実起こる問題について言及した部分はほとんどない。かろうじて、『図書館の自由に関す

る宣言」解説』には、図書館員が読書事実を漏らしてはならない「外部」の範囲について、「学校図書館の場合をもっと問題が複雑である」という記述が追加されているが、学校図書館員が記録を開示できない「外部」の概念に教員を含むかどうか、という問題については、その結論において曖昧な印象を受けてしまう¹⁴。また、冒頭に挙げた学校図書館問題研究会が作成する「学校図書館における望ましい貸出方式」に関しても、今回の調査でその提言を「知っていた」と回答した図書館員はわずか数名という結果であり、現場ではほとんど認知されていない現状にある。さらに言えば、日本図書館協会は、現場の図書館員からの質問に対して、「学校図書館でのプライバシーについては「自由の委員会」の宣言に基づく以外には、よりどころをもっておりません」とする見解も公式に提示している¹⁵。以上の点を考えるならば、確かに、現場の図書館員が、学内の他の教員からの記録の開示要請を断固として断る拠り所は存在しないということになるだろう。こうした状況では、いくらプライバシーを優先したいと考えても、現実には対応が難しくなるのは仕方のないことなのかもしれない。

2.2.2 生活指導目的での利用

学校図書館における貸出記録の目的外使用の問題については、読書指導のための使用の他に、生活指導のための使用という問題もあると言われている。すでに述べたように、読書記録の中には、利用者の内心に関する情報、つまり個人の興味関心が反映されることがある。学校において、児童生徒の内面を理解することは教員、特にクラス担任の重要な仕事であり、児童生徒が現在、何に興味関心をもっているか、何に悩んでいるか、ということを反映する(ことがある)貸出記録は、読書指導のためだけでなく、生活指導の資料としても有用であると考えることができる。とすれば、学校図書館に対して、生活指導を目的として、つまり、児童生徒の内面の理解のために記録の提供を求める教員もいるのではないだろうか。

インタビュー調査では、以上の点について確認するために、まず、過去に1度でも、生活指導目的で貸出記録の開示を要求されたことはあるか、その際にどのように対応したか、という質問を行った。結果は、以下の表9、10の通りである。

2.2.2.1 経験の有無とそのケース

まず、経験の有無からみると、読書指導を目的とした開示請求とは異なり、生活指導を目的とした教員からの貸出記録の開示については、すべての学校で頻繁に起こる問題ではないということが分かるだろう。また、読書指導目的での貸出記録の請求においてはそれ

ほどはつきりとは読みとられなかったが、生活指導目的での貸出記録の請求については、年齢が高まるにつれて、その報告数が減少する傾向も分かる。児童の学校生活において、ほぼ全ての教科を受け持ち、常に行動を共にする小学校とは異なり、中学校、高校では、生徒とクラス担任の距離が開いてくる。そうした距離感の違いや、生活面での指導に対するクラス担任の意識、実際の仕事量の変化も影響しているのだろうか。

インタビュー調査では、生活指導目的での開示請求の具体的な状況についても確認している¹⁶。第一のケースは、子どもたちの生活状況を知るための一つの資料として貸出記録を見たいと言われるケースであり、貸出記録をその他の児童生徒の情報と同列に扱って、児童生徒理解のための資料としたいという要求である。要

求されるものは、生活態度に問題のある(心配な傾向のある)児童生徒、クラスになかなかとけ込めない子ども、あるいは、以前とは明らかに様子が変化した子ども、最近、沈みがちに見える子ども、悩んでいる様子の子どものなどの情報であり、ある図書館員は「その子どもの心を理解するために、少しでも多くの資料がほしいという気持ちが(クラス担任には)あるのではないか(小学校)と語る。ただし、児童生徒理解のために図書館の記録をクラス担任が要求する場合に、「何を借りているか知りたい」、「書名を伝えてほしい」という要望が寄せられることは、ないわけではないが、それはむしろ従属的な要求であり、教員が知りたがっているのはどちらかといえば「図書館内での行動、様子」(小学校)や「友だちとのやりとりの様子」(中学校)であるとする意見もいくつかあった。なお、読書傾向とは直接的には無関係な、利用者の館内での様子を求められた場合には、「生活態度に関する情報であるから、担任の先生に聞かれたら積極的に答えるようにしている」(小学校)とする意見も多く確認された。また、教員から求められなくても、「館内で友だちとケンカしている子どもがいたりするときには、司書からクラス担任に報告することもある」(小学校)とのことであり、「学校内での子どもの行動についての情報を教職員同士で共有することは自然なこと」とする意見も多かった。

表9 生活指導目的での貸出記録開示要求についての経験の有無

学校の種類	あり	なし	未確認	合計
小学校	8	13	1	22
中学校	4	19	1	24
高校	1	5	0	6
合計	13	37	2	52

表10 生活指導目的での貸出記録開示要求への対応(提供した情報)

学校の種類	書名を含む全情報	館内での行動・様子	拒否	合計
小学校	7	1	0	8
中学校	3	1	0	4
高校	1	0	0	1
合計	11	2	0	13

インタビュー調査では、図書館が管理する読書に関する記録を教員がもっと切実に必要とするというケースも確認された。ある図書館員の話では、「各学校にスクールカウンセラーなどが配置されていなかった時代には、不登校の生徒や、性的な問題を抱える子ども、拒食気味の子どもなど、問題行動を起こす生徒を図書館が預かることもあった」という。そうした生徒を預かった後には、教員から「どんな本を読んでいたか」と確認されることも多く、「興味本位」と感じることもあったが、悩みや心理的な問題を抱えている子どもの中には、「自傷行為に走る子ども」など、精神的に不安定な生徒も含まれており、「そうした子どもが関連するような本を読んでいなかったか(どんな傾向の本を読んでいたか)」といった確認を事後に受けたこともあったという。そこには、「学級経営上の必要と生徒理解」という大きな目的があり、プライバシー保護という役割は理解しつつも、教員からの要請を断ることは現実には不可能だと感じるが多かったとこの図書館員は語っている(中学校)。

また、ある司書教諭へのインタビューによると、生徒が書いた文章の中に「命を軽視するような考えや、ニヒリスティックなもの、死へのあこがれ」などが読み取られたことからとても心配になり、生徒理解のための「情報の一つとして図書館の先生に貸出記録を見せてもらったことがあった」という。「そのときは特に問題になるような本は読んでいなかった」が、「実際にそういう文章を書いた子どもが問題を起こしたことも」あった。教員というものは生徒がわざわざそうした文章を書いて提出したという行為を「何かのサインとして気を付けてあげないといけない」立場にもあり、学校内での生徒の行動について、「情報をバランスよく仕入れておくということは大事なことだと思う」という意見もあった(高校)。こうした事例もまた、図書館の貸出記録、読書記録が、子どもが抱える深刻な問題を解決するための資料として活用されるケースと言えるだろう。

第三のケースとしては、厳密には生活指導のための資料提供とは異なるかもしれないが、子どもたちの図書館利用についてのマナーを指導するための資料として、貸出記録を外部の教員に伝えざるを得ないという場面も現実にはあるようだ。例えば、図書館から借りた本が教室内に放置されていた場合、その本をクラス担任が持ってきて、公衆道徳を指導するために、借り主を教えてほしいという要求があるという(中学校)。生活面での指導を行うのはクラス担任の役割でもあり、その資料として提供することには、特に問題を感じないとする図書館員も少なくない。

利用マナーに関する指導の資料としての使用例としては、教員からの要望ではなく、図書館員自らが教員に伝えたことがあるという回答もあった。図書館に返却された図書の状態がかなり悪い場合、例えば、「本が故意に壊されてかえってきた場合、捨てられていた場

合など、本の扱いが悪い場合は、誰が借りていたかを調べて、クラス担任に知らせることがある」という(小学校)。また、「空気銃で本を傷めるなど、悪質な図書の取り扱いがあった場合には、過去にその本を借りた子どもを調べ、クラスの担任の先生に報告をした」という事例も確認された(小学校)。いずれも小学校での事例であるが、クラス担任と協力して図書館内での利用マナーを指導することも学校図書館員の役割と考えられており、そのために貸出記録(貸出事実)を伝えることは特に問題視されていないことが分かるだろう。

第四のケースは、ある不登校ぎみの生徒の読書傾向が、中学校入学時に「申し送り」として出身小学校から伝えられてきたという事例である。その生徒は、小学校の頃、ある特定分野の図書にばかり興味を示しており、しかも、その内容が一般的な小学生の興味関心からは大きくはずれる(早熟である)ことが問題視されていた。このことが小学校から中学校への申し送り事項として記録されていたとのことである。今回のインタビューでは1件しか確認できなかったが、図書館が管理する読書記録は、学校を越えて利用される可能性もあるということは、筆者にとって新たな発見であった。

2.2.2.2 望ましい対応について

上述のように、クラス担任等からの生活指導目的での読書記録の開示請求については、学校図書館において、実際にはそれほど頻繁に起こる問題ではない。「経験がある」と回答した図書館員も、1名をのぞいて、全員が過去に1回か、2回程度であると話している。理由としては、最近では「先生の方のプライバシーの意識も高まっていると思うので、そうした目的で見たいという先生がいるとは考えにくい」という意見や(中学校)、「生徒指導の面では、読書よりも他の面からの情報の方が利用できると思うので、読書状況を聞きに来ると先生はなかなかいないのではないか」という意見もあった(中学校)。印象に残っていないだけかもしれないが、この問題は、読書指導のための記録開示のように、常に意識されているわけではないということになるのだろうか。

しかし、過去に数回であったとしても、児童生徒の内面把握のための資料として、学校図書館の貸出記録が活用されるという事例が存在した事実には変わりはなく、そして、そのことは、現在もまたその可能性が存在することを示唆している。これから起こりうる問題として、図書館員は生活指導目的での貸出記録の利用について、どのように対応すべきであるかと考えるのだろうか。以下は、「もし、クラス担任等から、生活指導を行うために、どうしても児童生徒個人の貸出記録を見たいと言われたらどうしますか?」という質問の結果をまとめたものである。

(1) 「提供する」という意見

まずは、「提供する」と回答した図書館員の意見を確認してみよう。「提供する」という意見には、積極的に提供するべきであるという意見と、提供せざるを得ないとする意見が混在している。ここでは、結果として教員からの求めに応じて、図書館員

が最終的にどのような態度をとるか、また、どのような情報を提供するか(書名を含む全ての情報か、書名を伏せた読書傾向か)ということを議論するため、提供する際の心性はあえて問わず、1つの項目として集計している。

クラス担任等からの生活指導を目的とした貸出記録の開示要求について、最も多かったのは、貸出記録を生活指導目的で利用することに対して、特に抵抗を感じない、または、学校内にある機関である以上は提供せざるを得ないという考えである。学内で起こる児童生徒のさまざまな行動記録は、教職員間ではごく自然にやりとりされている。「学校図書館はやはり学校の中の機関であり、独立した機関ではない(中学校)。よって、図書館だけを例外的に、独立した機関と考えるのは、学校内では難しい。例えば、ある図書館員は、「クラス担任に対して、生徒の様子を伝えることについては、他の学校生活の場面では当たり前に行われていることであり、学校図書館の場合であっても、プライバシーとは考えなくてもよいと思う」と答えている(中学校)。また、「学校内で起こっていることについての、職員同士での情報の共有は不可欠」であり、学級経営上、「小さなことでも担任が情報を集めておくことは大切」である。とすれば、「貸出記録がプライバシーであるという感覚があっても、クラスの先生から指導のためと言われたならば、提供しないということはやさしいし、「学校図書館の記録をプライバシーだから絶対に保護するということは現実には難しい」ということになる(小学校)。大学時代に、読書記録がプライバシーであると学んだ新任の図書館員もまた、「担任の先生たちは、生徒理解、生徒把握を第一に考えて常に行動して」おり、「生徒のことは小さなことでも知りたいと思っているし、何か生徒に問題があれば全職員で共通理解して、みんなで対策を考えていこう、という学校全体の雰囲気」もあり、「そうした中で、クラス担任の先生などから、生徒理解のために読書記録を知りたいと言われたとしたら、やはり伝えざるを得ない」と述べている。また、「学校現場で実際に仕事をしていると、やはり、担任の先生たちは生徒理解のために一所懸命であるし、そ

表11 生活指導目的での貸出記録開示要求への望ましい対応

学校の種類	提供	読書傾向のみ提供	本人に確認の上、提供	拒否	分からない	未確認	合計
小学校	14	0	2	1	1	4	22
中学校	13	2	0	7	0	2	24
高校	2	1	0	1	1	1	6
合計	29	3	2	9	2	7	52

うした姿を見ていると、生活指導上の資料になるのであれば、記録として図書館に残っている限りは、提供するのが自然なことのように思える」とも語っている(中学校)。

また、ある小学校の図書館員によると、「最近の小学校では、生活指導の問題がかなり大きくなってきている」として、「小学生であっても、高学年になると、担任でもなかなか子どもの情報をキャッチできないこともあり、クラス担任が子どもの指導において、少しでも糸口をつかみたいと思うのは当然だし、生活指導はいろいろな側面から見た子どもの情報を集めて多面的に行うべきだとも思う」と考えているという。「子どもたちを救う手段として使うということであれば、やはり貸出記録も生活指導の資料にせざるを得ないと思う」とのことであった(小学校)。また、「学校の中で、子どもに関する情報を職員同士で交換することは当たり前に行われて」おり、「公共図書館では、貸出記録が悪用されることも多いかもしれないが、学校の場合は、基本的に「教育」を目的としているので、貸出記録を担任の先生が利用する場合でも、「よい方向に使う」ことが前提になっているはず」である(中学校)。こうした状況において、「司書だから、図書館だから、という理由で、情報の提供を拒否することは難しいし、拒否した場合、学校の中で図書館は孤立してしまうかもしれない」(小学校)とする意見もあった。

以前、公共図書館に勤務した経験を持つ図書館員もまた、図書館におけるプライバシー保護の重要性を理解しているとしながらも、クラス担任等から「どうしても何を读んでいるか、書名を知りたい」と言われたら「断ることは難しいと思う(断れないと思う)」と語っている。それは単に、教員と事務職員という立場上の問題ではなく、「学校図書館は、図書館としての役割よりも、教育としての役割が強い」という意識があり、「学校図書館の世界では、プライバシー保護という問題が公共図書館ほどにはほとんど話題にされていない」という現実があると語っている。問題にされない「背景には、学校図書館と公共図書館との役割の違い」があり、「学校の中の図書館である限り、そこでの記録が、子どもを教育する、理解するための資料になってしまうことはやむを得ないように思う」という意見であった(小学校)。

また、読書指導目的での利用と同様に、生活指導目的での教員への記録開示を、積極的に肯定するという立場も確認された。上述のように、クラス担任は常に子どもたちの生活態度や能力をよい方向へと導くことを考えている。そうした「クラス担任がその貸出記録を悪用することはありえない」。また、学校という教育機関に勤務する限り、「司書であっても、1人の職員として、子どもを育てる、という立場」に立つべきであり、「教育、指導のためならば、当然、貸出記録も提供すべきだと思う」という意見もあった(小学校)。公共図書館の場合は、図書館員が青少年に対して、図書館サービスを通じて何らかの教育的

な役割を積極的に果たそうとすることは、「思想善導」にも関わるため慎重にならざるを得ないし、教育的な観点を図書館サービスに取り込むことに対しては明確に反対するという意見もあるが、学校図書館の現場では、こうした考えはなじまないということになるだろうか。

学校図書館員もまた教育的な視点を持ってサービスを考えるべきであるとする意見は、小学校に勤務する図書館員に特に多く見られた。ある図書館員は、「小学校では、学校の全職員で子どもを教育するという体質」があると指摘し、「長く司書をやっているが、今までのところそうしたことを言われたことがないので、きちんと考えたことがないが、公共図書館とは違う部分もあると思う」と語っている(小学校)。別の図書館員もまた、「学校には学校全体で教育するという面もあるし、公共図書館のように、子どもの記録を知りたいと言ってきたクラスの先生に「自分で聞いてください」と対応することはできない(小学校)と述べている。

では、教員が児童生徒の読書記録を知る立場にあるということが、何らかの形で読書の自由を侵害するかもしれない、という問題についてはどのように考えるのだろうか。ある図書館員は、「図書館が貸出記録を伝えたということ」を「子どもには絶対に知られないように」すればよいと語る。つまり、「担任から声をかけてもらう場合でも、「いっぱい本を読んでいるらしいね」という形で、書名まで知っていることは伝えないように」すればよく、「そのあたりは先生も理解されていると思う」とのことであった(小学校)。同様の回答は中学校の図書館員からも寄せられており、「クラスの先生であれば、貸出記録を悪用することはないだろうし、貸出記録以上の個人情報を知っている立場でもあるし、生徒に対して、貸出記録を図書館で見せてもらった、ということ伝える素振りは見せないと思う」とのことであった。学校図書館の読書内容を他人には知られたくないと考える生徒もいるかもしれないが、現実には「教員同士での生徒の情報の共有は当たり前に行われることであり、生徒に知られなければ、学校の中では問題ない(中学校)とする考えである。

また、ある中学校の図書館員は、悩みの本など、プライバシーに関わるような本があるとしても、学校は閉鎖的な場所であるから、「その本を持っている時点で、友だちにかかわれるおそれがある」と指摘している。よって、実際には、「悩みの本は、借りにくい雰囲気があるので、図書館で読む、という生徒が」多く、「生徒は、悩みの本はあまり図書館からは借り出さない傾向がある」。つまり、「先生に記録を見られるのが嫌、というよりも、友だちに見られるのが嫌、という意識があって、記録を知られては困るような本は多くの生徒が借りて帰らない、という雰囲気もある」のである。ある図書館員は、そうした状況においては、「現実には、クラスの先生に記録を見せたとしてもそれほど大きな問題にはなら

ないように思う」と述べている(中学校)。さらに、ある中学校の図書館員は、図書館での読書の中には、性の本や悩みの本など、クラス担任には知られたくない内容、つまりプライバシーが含まれることがあるとしつつも、「大半の生徒はクラス担任の先生に対してそこまで警戒心は持っていないと思う」と述べている(中学校)。いずれも、公共図書館における対応とはかなりの違いがあるが、学校図書館ではこうした考え方は一般的なのだろうか。

第二の意見は、目的を確認して、生活指導上、この情報が必要であると判断できる場合は提供をする、という立場である。

そもそも、図書館が管理する読書記録や貸出記録は個人の興味関心のある程度まで伝えるものではあるが、人はそれほど深く考えずに凶書を借り出すこともあり、完全に、ありのまま反映するものではない。図書館員であるならばまだしも、クラス担任が図書館の全ての本の内容に精通しているわけではなく、書名を知ったとしても、興味関心を実際につかむことは困難であろう。ある図書館員は、貸出記録、書名を知らせたとしても、「何ができるかな、という疑問もあるので、すぐにはいどうぞ、と渡すことはない」(小学校)と述べている。また、クラス担任が、ただ、日常的なレベルで子どもを理解したいという程度の要望、目的しか持っていないければ、それ以外の方法で(家族に聞いたり、友だちに聞いたりして)いくらでも子どもを知ることはできる」はずであり、「図書館が貸出記録を提供する必要はない」とも考えられる(小学校)。よって、図書館が貸出記録を提供する必要性というものは、実際にはそれほど高くはないと考えられるのである。

しかし、クラス担任からの要望の中には、「図書館の貸出記録しか、その子どもの内面を理解する情報がない、手がかりがない、ということ」もあるかもしれない。それが、緊急を要するものであったり、「子どもの命に関わる」ような場合であれば、やはり提供せざるを得ない、とある小学校の図書館員は語っている。クラス担任等の図書館外部の教員から、生活指導を目的として、貸出記録を見たいと言われた場合には、すぐに見せるということではないが、担任と話をして、図書館にはプライバシーを守る役割、原則があることを説明し、「それでも見たいと言われた場合には、「どうしてですか？」とまず相手の目的を確認」し、その目的を実行する上で必要不可欠な情報であると「判断した場合は見せることもあるかもしれない」という回答も寄せられている(高校・小学校)。

同様に、児童生徒の普段の行動を知るための記録として活用することには基本的には反対であるとしながらも、児童生徒が抱える問題が大きい場合には、「例外的に認める」という意見もあった。例えば、ある図書館員(司書教諭)は、プライバシー保護も重要であると認めつつも、「問題の大きさによっては、クラスの担任だけには伝えることはあるかもしれ

ない」(小学校)と述べている。また、「目的がはっきりしている場合でも、生活指導上、必ずしも読書記録、書名が必要になるとは思えないので、断れるときは断るべきだと思う」としながらも、「ただ、よほどの理由があれば、話は別で、特別な配慮が必要になるような子どもについてはやはり見せざるを得ないとも思う」とする意見もあった(小学校)。

さらに、ある図書館員は「何かの指導において、個人の読書歴(借りた本のタイトル)を知る必要はないと思うし、書名まで入ってくると、かえって情報過多になるとも思う」と指摘し、「担任は情報をたくさん持っているのだから、あえて図書館に読書の状況や読んでいる本を要求することはないのではないか」と指摘している。ただし、「もし(必要)があるとすれば、不登校傾向の子どもや、何か問題行動を起こした子どもがいるときだと思う」と続け、「プライバシー保護の問題は、図書館の世界の話としてはわかるが、学校の現場では、「教育の名の下でうんぬん」という理念があるので、理解しづらい部分もある」という考えを示している(高校)。他にも、「その子どもが抱えている問題が、緊急の場合、特に、命に関わるような場合については、書名を伝えた方がいいかもしれない」とする指摘もあった(小学校)。

以上の意見において、注目すべき点は、提供するか否かを最終的に判断するのが司書であるということである。公共図書館において、貸出記録を外部に開示する場合、例えば、警察による捜査の資料として貸出記録を活用したいという要望があった場合には、裁判所による捜索令状の有無とその範囲の妥当性を確認しなければならないと考えられている。つまり、貸出記録を外部に、目的外に、つまり、公共物の管理ではなく、利用者を管理するための記録として活用するか、しないか、の判断を下す能力は図書館員にはない、とする立場であるが、学校図書館の場合はそうではないのである。教員からの要望、目的、用途を考慮して、必要があると判断した場合は提供する、という意見の中には、貸出記録を外部に提供するか否かの最終判断は学校図書館員の仕事であり、判断は可能であるとする考えが存在していると言えるだろう。

こうした考えは決して珍しいものではなく、多くの図書館員が同様の回答を寄せている。ある図書館員は、「自分の目でその子どもの様子を見てみて、その子どもの様子がおかしいかどうかを判断してから、担任の先生に書名を伝えるかどうか考えたい」(小学校)と述べている。また、「教育の現場では、すべての面で、その子どもに良かれと思って教師は動いて」おり、「決して読書記録が悪く使われることもない」として、「プライバシーだからといって、図書館が秘密を抱えることが逆にその子どもにとってマイナスになることもあると思う」と考えているという。「理屈では確かに読書の記録は保護するべきだと思うが、日々の子どもたち、教師たちとの生の交流の中で、読書記録を見せるという判断があつて

も、それは当然」であり、「マニュアルどおりではいけない部分もある」と語っている(小学校)。また、「原則としては誰が何を読んでいるかは、子ども本人のプライバシーであり、担任の先生だからといって知らせるようなことはあってはならないと思う」としながらも、「ただし、学校図書館には教育課程に寄与することと、子どもの人格を育てる機能も期待されているので、生徒指導上、役に立つのであれば貸出記録を提供することもあるし、公共図書館のようになんでもプライバシーだから放っておけばいいとは思わない」と語る図書館員もいた。「最近の子どもは教師の知らないところで悩みをいっぱい抱えている」ことがあり、「それが読書に顕著に現れることもある」。もちろん、「クラスの担任からの要望があればすぐに見せるということではないが、司書の方で読書傾向に何かのSOSを感じた場合は、担任に見せることはある」とのことであった(小学校)。

同様の回答は、中学校図書館員からも寄せられている。「最近の生徒の中には、タバコの吸い方、ナイフの使い方、といった大人向きの犯罪系マニュアル本の類を借りたいと言ってくる子どももいる」という。「面白半分で言ってくるならば、特に問題には感じないが、「切れやすい子ども」などがそうした傾向をもっている場合には、担任の先生が事前にその情報を知っておくことで、生活指導上、いろいろな対策もできる」ようにも思われる。「滅多にあることではないと思うが、司書の方で生徒の行動から何かの信号をキャッチしていて、その上で、クラスの先生から、記録を見たいといわれた場合については、(司書がその必要性を判断して記録を)見せることもあるかもしれない」とのことであった(中学校)。

第三の意見としては、貸出記録を提供するが、プライバシーをできるだけ守る方法で行いたいとする考えも確認された。ある図書館員は、「担任の先生に伝える場合であっても、その先生だけにとどめてほしいという気持ちはある」と述べ、「会議資料として印刷して配布することはやめて下さい、ということは伝えたい」と語っている。つまり、「学校図書館の場合は、絶対に貸出記録を第三者に見せてはいけないとは思わないが、見せなければならぬ場合であっても、多数の人の目に触れないような配慮はしたい」ということであった(小学校)。同様の意見は、中学校図書館でもみられ、どうしても貸出記録を見せなければならぬとしても、「プリントアウトして手渡すというようなことは」せず、「画面で見せて終わり、という対応にはしたい」(中学校)という意見もあった。

また、貸出記録を開示する必要があるとしても、クラス担任に限定するという意見もあった。ある図書館員によると、「学校教育において担任の役割はかなり大きいという意識」があり、生活指導目的での記録の開示は、「あくまでも相手が「担任」というのが条件」であって、「生活指導の主任などには見せない」とのことであった(中学校)。

(2) 「読書傾向のみ提供する」という意見

(1)と同じく、教員からの要求を断ることはできないが、書名を伏せて対応するべきであるという意見もあった。

例えば、ある図書館員(司書教諭)は、「目的を確認して、必要を感じれば、読書の傾向くらいまでは伝えてもよいかなと思う」と述べている。しかし、図書館員から外部の教員に対して書名を伝えることについては、「違和感がある」と答えており、「子どもは借りて帰った本をどのくらいきちんと読んでいるか分からないし、読書＝心の中、というわけではないので、生活指導上、書名を伝える必要は感じない」と語っている(高校)。

なお、実際のインタビュー調査では「書名を伏せて提供したい」と回答した図書館員は、表11の集計数よりも多く確認されている。しかし、「書名を伏せる」と回答した図書館員に対しては、さらに「どうしても教員から書名を見たいと言われた場合でも、断ることはできますか？」という質問も行っている。回答の中には、「どうしても、と言われたら、断り切れない」と述べるものもあり、意識は異なるとしても、結果として、書名を含む貸出記録を提供することには変わりはないため、これらの回答については「読書傾向のみ」という回答としてはカウントせず、「提供する」という回答として集計している。

(3) 「本人に確認の上、提供する」という意見

貸出記録は個人情報の一つである。貸出記録は、図書を管理するため、つまり、貸出サービスのために集められたものである。とすれば、本人の了解なしに、第三者がその記録を目的外に、例えば生活指導目的などで利用することは、立派な人権侵害行為となるはずである。その上、図書館には、貸出記録、読書記録の保護の上に、読書の自由が保障されるという機能があり、読書記録を目的外に使用することは、利用者の読書の自由を侵害するという問題も含んでいる。

しかし、一方で学校図書館には「教育」という役割がある。上に紹介した意見にもあったように、学校内では、学校図書館が図書館の機能、役割を重視することで、利用者のプライバシーは守られるとしても、児童生徒の生活態度をよい方向に導くという生活指導の目的は果たされない、あるいは、そうした態度が他の教員から非協力的であるとして批判される恐れもある。繰り返せば、多くの図書館員の話では、学校内での児童生徒の行動について、教職員が情報を共有することは当然のことであるという。問題行動を引き起こす児童生徒に対しては全教員が協力して対応するという話もあった。こうした状況で、貸出記録の提供を頑なに拒むということ、つまり、学校図書館が図書館の機能を追求することは、学校図書館の孤立、または学校図書館員の孤立を招く可能性がないとは言いきれない

のである。こうした頑なな対応をとることについては、多くの図書館員が「実際には難しい」、「現実的ではない」と述べている。

以上のような問題に対して、教育の機能を重視しつつ、図書館の役割を守る、という方法として、一部の図書館員から得られた回答は、まず、利用者である児童生徒本人に、教員からの貸出記録の要請があることを伝えた上で、本人の了承を得て、貸出記録を提供するという対応であった。

例えば、ある図書館員は、中学生にもなれば、「担任にも、親にも知られたくない心の秘密の領域もできてくるし、司書と生徒の間にも、クラス担任とは築くことができないような深い関係ができることがある」と述べている。また、図書館は、教室とは違って評価の場所ではないため、「担任にはみせない顔を司書に見せてくれることもある」し、生徒の中には「図書館を逃げ場になっている子どももいて、学校の中で唯一の居場所のように感じている子どももいる」という。このように、「図書館を利用する生徒は、もともとデリケートな子ども」も多く、そうした生徒たちを見ていると、「クラス担任の先生からその子どもの「貸出記録を知りたい」と言われた場合に、「無断で伝えてしまうと、その子どもと図書館、司書との関係が壊れてしまうことも起こる」のではないかと心配になる。クラス担任の要望を「断ることは出来ないとしても、本人に無断で伝えることはあってはならないと思う」し、「クラス担任の先生に貸出記録伝える前の段階として、生徒に「先生が心配しているから見せてもいいか？」という確認は行うべきだと思っている」と語っている。

また、ある図書館員は、そもそも読書記録は本人のものであるから、「本人の了解を得られれば見せていい」という判断を行いたいと考えていると述べている。ただし、図書館員が「本人に確認してから、(クラス担任に)教えるのであれば」、図書館は経由せずに「直接、担任の先生から子どもに聞いてもらった方が早いかなとも思う」とも指摘している。それができないから、図書館に聞きに来ているのかもしれないが、意外に教員は本人に確認をせずに、安易に図書館を頼って来るということもあるだろう。教員に直接、利用者に確認してもらう、という方法を勧めることも一つの有効な対応であると考えられる(小学校)。

なお、本人に確認の上で見せると回答した図書館員に対しては、「見せたくないと言った場合はどうしますか？」という質問も行っている。上記2名の図書館員はいずれも「拒否するべき」と回答しており、「教員に対して拒否することは可能ですか？」という質問に対しても「特に問題はない(できる)」と回答している。1人の図書館員は、「まず担任の先生と話してみて、子どもが見せたくないと言っていることを伝え、「どうしても見たい、と言われた場合は、対応が難しい部分も出てくると思う」としながらも、「読書記録というものは、そもそもは生活指導の記録になるものではないと思う」と述べている。読書記録と

いうものはその子どもの心をそのままストレートに反映しているとは限らないし、教員が子どもの心を知りたければ、直接話をした方が早い。とすれば、「生活指導に役立つ資料にはならないと思うので、本人の意思に反してまで無理に提供しなければならない、とは思えない」(小学校)ということであった。

(4) 「拒否する」という意見

生活指導目的での貸出記録の提供については、対応に迷う図書館員が多い一方で、はっきりと「拒否をする」という意見も、少数ではあるが確認された。

拒否する理由として最も多かったものは、上にも少し触れたが、根本的に貸出記録は、生活指導の資料にはならないとする考えである。例えば、「殺人事件の本ばかり読んでいるから殺人事件を起こすわけではない」し、「そもそも、読んだ本の内容で生徒の心を知ることができると思うのは間違い」であるだろう(中学校)。また、「貸出記録を見るよりは、生徒と10分でもいいから話をした方が、その子どもの心はつかめる」はずである(中学校)。さらに言えば、「現実の生徒の生活態度にみる変化は、多くの場合は友人関係に影響されることが多く、読書に影響されたり、あるいは(気持ちの変化が)読書に変化が現れることはあまりない」(中学校)とも考えられる。

図書館内での利用マナーや友達との様子などを伝えることについては、児童生徒はある程度予期しているかもしれないが、書名を含む貸出記録が教員に報告されていることまでは予期していないはずである。そうした状況を考えるならば、児童生徒の内面を理解するための情報というものは、「本来は生徒とのコミュニケーションの中でつかむべき情報であり、図書館が関与する必要は感じない」し、司書は「そうした状況で書名を伝えることには強い抵抗」を持たなければならないはずである(中学校)。仮にクラス担任から求められたとしても、「気になるような本はないと思います」「心配するような本は読んでませんよ」というように、ぼやかして伝えたり、話を逸らすこともできないわけではない」のである(中学校)。

第二の理由としては、貸出記録を開示したことを児童生徒に察知された場合に、図書館員と児童生徒との信頼関係が壊れることによって、利用者が図書館に近寄らなくなるのではないかと、という心配があることが挙げられる。仮に、「図書館の記録が担任の先生に伝わっているということを知った」としたら、生徒はどのように感じるだろうか。おそらく、「大半の生徒は特に何も感じないと思うが、一部の生徒は不快になる」と思われる。そして、「嫌な気持ちになった生徒は図書館に来なくなる可能性もある」(高校)。こうした危険を感じる限り、記録を求める相手が「いくらクラス担任でも、個人の読書内容まで知る必

要もない」(中学校、高校)のではないだろうか。

ある図書館員は、この問題について、「司書は、他の先生とは違って、学校の中で評価をしない数少ない大人であり、子どもたちは、他の大人、先生の前では見せない顔を、司書には見せてくれることがある」と語っている。「そうした状況で、生徒から預かった読書記録を第三者に伝えることは、図書館と生徒、司書と生徒の間にできたせつかくの信頼関係と、それに基づく自由な読書という雰囲気や壊しかねない」。ここでは詳しくは記載できないが、この図書館員の話では、過去に、ある生徒の読書記録を他の教員に伝えたことがきっかけで、実際に生徒との信頼関係が壊れそうになったことがあったという。その生徒のケースでは、事後のフォローで「関係が回復する機会があったので、それで図書館から離れていく、ということはなかったが」、利用者を裏切ることがきっかけで「図書館から去っていく子どももいる」(中学校)ということ図書館員は忘れてはならないはずである。

確かに、「読書記録をプライバシーとして完全に保護するということは、学校現場ではなじまない」という意見もあるだろう。しかし、本来は子どもの人権という面からもきちんと考えなければならない問題でもある。学校教育の「現場では生徒の人権ということはあまり強く意識されていないようにも思うのでその意識も変えていかないといけない」のではないか(高校)という意見もあった。

では、貸出記録の提供を拒否することが、学校図書館の孤立を招くのではないかと、という問題に対してはどのように考えればよいのだろうか。ある図書館員は、この問題について、図書館員が、学校教育に関わる一人の人間としてできることは他にもあるはずであると述べている。つまり、貸出記録の提供を拒否した後の対応として、「司書の立場でも生活指導に参加できること」を考ることが重要であるという意見である。

例えば、「先生から貸出記録を見せてほしいと要望された場合は、「何かあったんですか？」というふうにごちらから話を投げて、問題を解決するための手伝いをするという方向で対応」することも可能であろう。「本の内容を伝えることでは生活指導の手伝いはできないが、図書館に来たときにその生徒に話しかけるなどのサポートもできる」(中学校)。

今回のインタビュー調査では、多くの図書館員が、プライバシーは保護すべきだという意識はあっても、教員から強く求められたら、拒否することは難しいと述べている。しかし、こうした考えに対して、ある図書館員は、クラス担任たちの「先生たちがプロとして授業をしているように、司書もまたプロとして図書館の仕事をしている」とし、図書館員は、自らの専門性に賭けても、「教員と対等の立場からきちんと説明して、(貸出記録の提供)を断らなければならない」と述べている(中学校)。もちろん、極端なケースを想定するならば、「校長先生、教頭先生といった管理者の命令」によって提供を求められることもあ

るかもしれない。一口に学校図書館員といっても、若い世代から、臨時職員まで立場は様々である。「図書館人として「見せたくないのに見せなければならない」というような事態」が引き起こされる可能性も否定できない。こうした状況を考えるならば、一日も早く、学校図書館においてもまた、貸出記録の取り扱いについての「きちんとしたルールを作っておくべき」であろう(中学校)。貸出記録の目的外使用を前提としたクラス担任等による記録の開示請求に対しては、「提供せざるを得ない」とする回答も多かったが、少なくとも、現状に妥協することで、この問題を「安易に考えるのではなく、学校図書館でもプライバシー保護の問題は一つの課題として受け止めて、話し合いをする必要がある」(中学校)という考えもまた、学校図書館員の中には確かに存在するのである。

2.3 貸出記録の消去について

以上みてきたように、貸出記録を図書館の外部の教員が目的外に使用するという問題については、多くの図書館員がその対応について「判断が難しい」と感じている。学校図書館は、図書館であると同時に学校の一部であり、図書館の機能だけを貫くことは現実的ではないと語る図書館員も少なくない。そうした考えを前提とするならば、当然、外部の教員へ記録を開示するという考えも出てくるはずであるし、図書館員が何らかの教育的な働きをするという考えも成り立つことになる。

ここまで筆者は、児童生徒の貸出記録が学校図書館の内部に残されていることを前提に議論を進めてきた。しかし、貸出記録というものは、貸出サービスのために必要となる記録であり、資料の管理という目的を果たした後は、特に図書館が管理し続ける必要はないものである。つまり、資料が返却された時点で、すでに誰が何をいつまで借りているかという記録の用途は消滅しており、返却時に貸出記録を消去することは十分に可能なのである。しかも、記録の消去は、貸出方式を問わない。例えば、コンピュータ式であれば、返却時に自動的にデータを消去するように設定できるし、カード式であれば、個人カードが1枚終わるごとに本人に返却するか、または、個人カードを人目につく場所で管理せざるを得ないのであれば、資料名が記載された欄を黒いマジックペン等で塗りつぶすといった対応も可能である。

図書館と教育の機能を考えるとき、読書指導や生活指導目的での貸出記録の利用について、図書館員が客観的な判断を下すことは非常に難しい。筆者もまた教育学に関しては専門外であるから、「知る自由、読書の自由を保障するためには、利用者のプライバシーは守られなければならない」という図書館の理論、理念が、学校教育の現場において、どこまで通用するか、あるいは非常識なことであるかは正直なところ分からない。多くの学校図

書館員もまたそうした状況で、貸出記録を提供するか否か、という二者択一を迫られているのだが、よく考えてみれば、そもそも学校図書館の内部に、児童生徒個人の貸出記録が残存していなければ、そうした難しい判断を求められずにすむということにはならないだろうか。

公共図書館の場合、利用者の貸出記録を図書館内に残さないことによって、事後に起こりうる様々な目的外使用を防いでいる。学校図書館問題研究会が提案する「学校図書館の貸出方式も、返却後は個人の記録が残らないことが望ましい」という考えにもまた、以上のような発想が含まれていると考えてよいだろう。判断が難しい、あるいは図書館員の能力をこえているのであれば、最初から無理に判断しようとせず、「記録が残っていないので答えられない」と対応することはできないのだろうか。

以上の観点から、筆者は目的外使用に関する質問に続けて、資料返却後の貸出記録の管理状況と、返却時の記録消去の可能性について質問した。この調査結果をもとに、目的外使用問題に対する学校図書館員の望ましい対応についてさらに考察を進めてみよう。

2.3.1 資料返却後の貸出記録の管理状況

表12は、各学校図書館における資料返却後の貸出記録の管理状況について集計した結果である。コンピュータ式を採用する公共図書館では貸出記録は返却時に消去される場合が多いと言われている。しかし、学校図書館の場合は、カード式、コンピュータ式を問わず、全ての図書館において、貸出記録は返却後も図書館内に「残されている」という回答であった。

表 12 返却後も貸出記録は残されているか？

学校の種類	残されている	消去している	合計
小学校	22	0	22
中学校	24	0	24
高校	6	0	6
合計	52	0	52

では、返却時に記録が消去されないとすれば、それはいつまで図書館内に残されているのだろうか。各学校図書館における貸出記録の管理期間を確認したものが、表13である。

表から分かるように、貸出記録が館内に残される期間は最短でも「1学期間」であり、「決まっていない(消去しない)」という回答も多数みられた。これらの結果をさらに詳しくみると、まず、「1学期ごとに消去している」とする回答は、カード式を採用する図書館であり、1学期ごとの集計を終えたら、使用済みの個人カードを利用者本人に返却するようにしているということであった。この図書館員の話では、本来は貸出記録はプライバシーであるから、不用意に図書館が管理するべきではないと思うが、カード式の場合は、統計処理のために貸出冊数のみを自動的に吸い上げることが困難であり、かつ統計作業を

表13 貸出記録はいつまで残されるか？

学 校 の 類	1 学 期 間	その年度内	卒業まで	卒業後数年	分からない	決まっていない (消去しない)	未 確 認	合 計
小 学 校	0	10	4	0	3	5	0	22
中 学 校	1	6	9	0	2	4	2	24
高 校	0	0	2	2	1	0	1	6
合 計	1	16	15	2	6	9	3	52

頻繁に行うことも難しいため、統計を終える学期末までは使用済みカードも含めて、個人カードを図書館で管理しているとのことであった。

最も多い回答は、「その年度内は記録を管理する」というものであり、コンピュータ式の図書館において多くみられた。年度始めの4月から年度末の3月まで、利用者個人の貸出記録を管理するが、年度が切り替わる4月上旬に年度処理を行い、前年度の記録を消去するという方法である。よって、利用者が4月に借りた記録は1年近く図書館内に残されるが、3月の貸出記録は1ヶ月もたたない内に消去されることになる。

「卒業まで管理する」という回答は、カード式、コンピュータ式を問わず、広く確認されている。学校図書館では、古くから卒業時の記念として児童生徒に在学中の貸出記録を贈呈するという習慣がある¹⁷。今回の調査では、コンピュータ式の移行にともない、卒業時の記念としての記録の贈呈を廃止した学校図書館もあったが、現在もその催しを続けている学校図書館もあり、利用者が学校を卒業するまでは記録を管理しなければならないという状況が確認された。

以上のように、貸出記録の管理期限が明確に決められている図書館がある一方で、その消去(または利用者への記録返却)の期日が「明確に決められていない」とする回答も一部で確認された。一部の図書館では、記録を消去する期日が決められていないため、数年前に卒業した利用者の記録が、コンピュータの中やメディアに残されていることもあるという(小学校・中学校)。この回答の中には、新しいシステムを導入したばかりなので、今後どのようなようになるか「まだはっきり決まっていない」とする回答や、コンピュータのハードディスクからは消去するが、バックアップ用のMOディスクを処分する期日は決められていないとする回答も含まれているが、いずれにせよ、貸出記録というプライバシー、個人情報の管理期間を決めることは、一部では特に重要な事項としては考えられていないということもみえてくる結果となった。

2.3.2 返却後の記録の用途について

今回、筆者が調査した学校図書館のすべてにおいて、貸出記録は、公共図書館のように返却時には消去されず、期間の長短や管理方法の違いはあるが、学校図書館の内部に残されている。ならば、なぜ貸出記録は返却後も図書館内に残されているのだろうか。

インタビュー調査では、返却後の貸出記録の用途について、第一に、図書館員の日常的なサービスの中での必要性について確認した。例えば、選書や読書相談など、図書館員としての業務の中で、利用者個人の貸出記録をさかのぼって見るがあるとすれば、貸出記録というものは、返却後も残されていた方がよいということになる。表14は、学校図書館員としての貸出記録の資料返却後の必要性について、インタビューの結果をまとめたものである。

右表から分かるように、「必要性がある」という回答は意外に少ない。未確認の学校もあるが、確認した学校については、実に(全体で)9割を越える学校図書館員が、利用者個人の貸出記録を日常的なサービスにおいて使用することはないと答えている。

表14 図書館員のサービスにおける貸出記録の必要性について

学校の種類	あり	なし	未確認	合計
小学校	2	17	3	22
中学校	1	17	6	24
高校	0	4	2	6
合計	3	38	11	52

上述のように、サービス上での貸出記録の必要性については、学校図書館員による読書相談の資料としての活用が考えられる。例えば、ある図書館員は「本棚の前でうろろしている子どもに声をかけて、読書の支援を行うことも多い」と語り、学校図書館員は図書館に来る子どもの読書傾向を掴んで、読書を支援することも必要であると述べているが、「ただし、その場合には貸出記録は使用することはほとんどない」(中学校)と回答している。また、ある図書館員は、「「こんな本が入ったよ」と声をかける場合」もあるが、そうした場合でも「図書館内での利用者の行動を日常的に何気なく観察した際の記憶を頼りにすることがほとんどで、過去の記録を参照することはない」(小学校)と語っている。「司書による読書指導も必要だと思うが、それを個人の履歴を資料にして行うという発想はない」とする意見も多く(中学校)、個人に対する読書相談の際に、個人の読書傾向をつかむ必要があるとしても、それは「カウンターでの生徒との会話」や「その子どもとの日常的な交流の中でも十分に把握できる」ものであり、インタビュー調査では、「わざわざ貸出カードを見るということはない」とする回答が非常に多かった(中学校)。

選書においてもまた、「カウンターに立っていれば、子どもたちの読書ニーズはある程度つかめるので、見ることはない」(小学校)という意見や、全体(学年)ごとの傾向が分かれば

十分であり、「特に個人の履歴を使用することはない」(中学校)とする意見が多く、特に個人履歴を残さなければならない理由はないとのことであった。

一方、回答は少なかったが、学校図書館員の仕事の中で記録を残す必要があるとする意見も確認できた。一つは、司書による読書相談の資料として活用するため、という意見である。ある図書館員は、「個人に対する読書指導は、学校図書館内でも日常的に行っている」として、「特に、過去の個人の貸出履歴は、あまり読書をしない子どもが図書館の時間にきた場合に、どのような本を薦めればよいか、ということを考えるよい資料となる」と言う。「自分では本を選べない子どもに、いろいろと助言することも司書の仕事」であり、「とにかく(小学生に対しては)本を開いてほしいという気持ちが強くあり、その時、過去の記録が残っているととても便利」と感じることが多い。「プライバシー保護上、返却時に記録を消すということが良いということは理屈では分かるが、一方で、学校図書館は「本に出逢う場所」であってほしい、とも思っている」と、この図書館員は語っている(小学校)。

また、ある中学校の図書館員は、「生徒から読書相談を受けた際に、「どんな本が好き?」と言って、相手から興味を聞き出そうとしても、生徒は自分の読書傾向をうまく言葉で表現できない場合も多く、そうした場合には、その生徒の了解を得て、貸出履歴を参照することで、その子どもの読書傾向をつかむことができる、という利点もあるように思う」と語る。この図書館員によると、「公共図書館のように指導をしないということが前提であれば、貸出記録は残さないでよいと思うが、学校図書館は、児童生徒と読書指導などで関わって」おり、「(図書館業務の中に)「指導」というものがどこかで関わってくるので、貸出記録は返却後も残されていた方が便利」とも考えられるという。ただし、こうした利用方法については、「(記録が残されないならば)、記録がないなりの方法で指導をしよう」とも語っており、「貸出記録を絶対に残さないといけない、という理由にはならないと思う」という意見も加えられている(中学校)。

2.3.3 返却時の貸出記録の消去について

以上のように、一部の例外はあるが、大半の学校図書館員は、日常的なサービスにおいては利用者個人の貸出記録をさかのぼって見ることはないと回答している。また、見ることはあっても記録が残されているから用途を考えるという意見もあり、学校図書館においてもまた、公共図書館と同様に、図書館員の仕事として絶対的に記録を残さなければならない明確な根拠はないように考えられる。では、返却後の記録は学校図書館員の日常的な業務以外にどのような用途があるのだろうか。インタビュー調査の結果、学校図書館が過去の個人履歴を残さなければならない理由は、大きく以下の二つに分けられることが明ら

かとなった。

2.3.3.1 子どもたちが過去の履歴を参照したがる

最も多かった用途は、「子どもたちが過去の履歴を見たがる」という回答であった。目的は様々であるが、まず、小学校では、過去に読んだ本の内容やタイトルを忘れてしまう児童が多く、コンピュータやカードに残る過去の貸出履歴を見て確認をしたいという要望があるという。さらにそのケースも様々であり、単に日常的な読書の中での履歴の参照(「もう一度同じ本を読みたい」または「同じ本ではなく違う本を読みたい」、読書ノートや読書感想文作成のための書誌情報の参照、調べ学習等で以前活用した図書の情報を再度確認するなどのケースがあるという。カード式だった頃は、子どもたちが自分自身で書名をカードに記入していたため、自分が何を借りたか、ということは鮮明に記憶に残っていたが、現在ではコンピュータによる貸出が中心であるため、子どもたちの記憶に書名が残りにくく、「小学生、特に低学年の児童はいま借りた本のことも忘れてしまうので、ある程度は貸出記録が図書館に残っていたほうがよいと思う」という意見も多く確認された(小学校)。

同様の意見は中学校でも多くみられた。話をまとめると、「読書感想文を書くときに、応募資料に記入する際に、タイトルを忘れた子どもが、過去の履歴を見て、書誌情報を記入」したり、「今までどんな本を読んだかな(すでに借りた本かどうか)、あの本は返却したかな、といった確認」、読書ノートを記入する際に、過去に読んだ本の書誌情報を確認している様子もある」という。また、「最近では調べ学習の際に、学習用の図書を利用するが、しばらくたって、再び同じ本を利用したくなったときに、どの本のどの箇所を利用したか、ということを確認しなければならないこともある」とのことであった。ある図書館員は、こうした現状をみて、「公共図書館のように、貸出記録が個人情報だからと言って、返却された時点でどんどん消してしまうと、(こうした)事後の確認ができなくなる」と指摘している。「生徒本人のために学校図書館は貸出記録を管理してあげるといふことも必要」という考えは中学校でもまた存在するようである。

一方で、過去の貸出履歴はある程度記憶してはいるものの、コンピュータの一覧表示やカードの記入から、自らの「読書のあゆみを確認したい」という子どももいるという。ある図書館員の話では、「コンピュータ式になって、子どもたちの多くは「簡単に貸出ができるようになった」と喜んでいる」ものの、「中には「前のカード式の方がよかった」と言う子どももいないわけではない」という(小学校)。その子どもの話を聞いてみると、「カード式の頃は、自分の読書履歴を振り返ることができたが、コンピュータ式になってからは、

それが気軽にできなくなった(やりにくくなった)」し、「記録が残らなくて(簡単に見られなくなって)寂しい」からだという。このように児童の中には、「自分が読んだ本のタイトルがずらっと並んでいることで達成感を味わいたい子ども」おり、そうした面を考えると、子どもたちのためには、「学校図書館には何らかの個人貸出記録が残っている方がいいのかな、と思う」とのことであった。他にも、「子どもには過去の記録を確かめながら読書したいという気持ちがあるのではないかな」など、同様の意見は2校で確認された(すべて小学校)。

中学校でもまた、「自分が過去にどんな本を読んだか、ということを知りたがる子ども」がおり、「(それほど多くはないが)よく読む子どもほど(自分の読書の歩みを)確認したがる」傾向があるという。ある図書館員はそうした生徒の様子をみて「「〇〇シリーズを読破した」ということを画面で確認したいという気持ちがあるのかもしれない」と指摘し、子どもが読書の達成感を得る上で、記録が残っている方がよいと、語っている。また、カード式の学校図書館では、「生徒自身は個人カードを自分の読書ノートのように使って」いるとのことであり、「今まで読んだ本を確認する生徒もたまに見かける」という。確かに、カード式でも返却後の書名を塗りつぶすなどの方法でプライバシーを保護する方法もあるかもしれないが、「もし、個人カードの書名を黒く塗りつぶしたら、生徒自身が嫌がるのではないかなと思うし、1人1人に確認をとってから消す、というのも現実的ではないように思う」(中学校)とのことであり、読書のあゆみを図書館が無理に消してしまう、ということに抵抗を感じる図書館員も多いようだ。他に、カード式では、完全にプライバシーを守る方法にはならないが、1枚のカードが終わったらすぐに本人に返却するという方法もある。この方法については、「バラバラに返すと本人もなくなってしまう」ので、1年分まとめて返した方が本人にとっても便利であると回答する声も多かった(小学校)。

調査対象が少ないため、正確なデータにはならないが、高校においてもまた同様の要望はあるという。例えば、大学入試の面接では、高校時代の読書内容について質問されることが多いため、過去に読んだ本を思い出すために貸出履歴の参照を求められることがあるという。また、推薦入試の小論文作成のための資料として、過去の貸出履歴を確認したいという要望もある。こうした場合に、過去の記録が残っていれば、生徒の進路選択に図書館員が役立つことも可能であるという。

2.3.3.2 卒業時の贈呈

貸出記録を図書館で返却後も管理する目的として次に多かった意見は、卒業時に在学中の読書履歴を記念として贈呈するために残しておかなければならない、というものであった。まず卒業時に在学中の貸出記録を記念として贈呈している学校を確認すると、表15の

ような結果となった。

表 15 卒業時の貸出記録の贈呈

学 校 の 種 類	書 名 を 含 む 記 録	冊 数 の 数 目	個 人 の 力 の 一 下 目	行 っ て い ない	合 計
小 学 校	4	1	5	12	22
中 学 校	8	1	0	15	24
高 校	3	0	0	3	6
合 計	15	2	5	30	52

卒業時の貸出記録の贈呈にはいろいろなパターンがある。まず、書名を含む貸出記録を色紙に出力したり(コンピュータ式)、使用済みの個人カードをまとめて贈呈する学校(カード式)では、「記録が残らないとこの作業ができなくなる」(中

学校)、「返却時に記録が消える तो ちよつと残念な気持ちはある」(中学校)という意見があった。また、ある図書館員の話では、こうした貸出記録の贈呈は「生徒たちにはとても記念になっているらしく、卒業してから、このカードをなくしたのもう一度印刷してほしい」といって図書館にやってきた生徒も過去にいた」という。もちろん、プライバシー保護の必要性は理解しているが、こうした行事ができなくなるのは残念であり、現在では、予算削減のため、印刷代や色紙代は学校司書の自己負担になってはいるが、それでも生徒が喜ぶ限り、今後も続けていきたいという話もあった(高校)。

以上のように、積極的に卒業時の貸出記録の贈呈に取り組む学校がある一方で、表15からも分かるように、書名を含む貸出記録を贈呈する図書館は現在ではそれほど多いわけではない。特に小学校では、コンピュータ式の導入によって気軽に貸出ができるようになったことから、個人貸出冊数が以前よりも増加しているという声が多く寄せられている。こうした状況では、卒業時に何らかの記念品は渡したいと思っても、「個人の読書履歴を(6年間分)プリントアウトすると分量が膨大になるという問題」があり、予算上の都合から、個人用の貸出カードのみを渡しているという回答が多かった。また、卒業時の贈呈そのものに反対する意見も意外に多く、ある図書館員は「カード式の頃のように、生徒は自分で書名を記入したわけではない」ことを考えれば、「コンピュータで打ち出した紙に、生徒がどれだけ思い入れがあるかどうか疑問もある」と語っている(中学校)。さらに言えば、卒業時の贈呈そのものについてプライバシー保護の面から反対する意見もあり、「風物詩としては否定しないが、記録の消去とプライバシー保護という面では、悪しき慣例だと思う」という厳しい意見も確認された(中学校)。

2.3.4 読書記録の消去の可能性について

以上の調査結果からわかるように、学校図書館において児童生徒の貸出記録を返却後も管理し続ける主な理由は、選書や読書相談など、図書館員の仕事そのもののためではなく、

読書の管理ができない(難しい)児童生徒のためであると言ってよい。図書館員が児童生徒に代わって、その貸出記録を管理することで、学校生活におけるさまざまな場面において、児童生徒は貸出記録を役立てることができる。貸出記録の参照は、児童生徒が必要とする図書館サービスの一つとして、カード式の頃から長く定着しており、利用者の求めがある限り、記録を消去する必要はないのではないかという指摘も少なくない。

しかしながら、ここでやはり筆者が疑問に思うことは、なぜ図書館が利用者の代わりに貸出記録を管理しなければならないのか、ということである。過去の読書のあゆみを確認することも、読んだ本の内容や書誌情報を確認することも、あるいは、卒業時に記念品として在学中の貸出記録を贈呈することも、本来は児童生徒が各自で管理した記録をもとに行われるべきではないのだろうか。つまり、過去の記録を参照したいと考えるほどに読書に対して思い入れがあるのであれば、自分で読書ノートをつけて、その記録を参照すればよいのである。卒業時の記念としての贈呈についても、在学中の読書の履歴を振り返りたいのであれば、読書ノートをつけるか、そこまで大げさにしなくとも、手帳や日記に読んだ本のタイトルをメモすることはそれほど難しいことではない。そもそも、読書に思い入れがある利用者であれば、読んだ本のことは他人に管理してもらわなくても、何らかの印象として記憶に残るであろうし、反対に記憶にも残らないような読書の記録を図書館が管理して、利用者に贈呈することにどの程度の意味があるのだろうか、と筆者は考えてしまう。インタビューでは、利用者は読んだ本のことをすぐに忘れるので、確認のために記録を残しているという回答もあったが、すぐに忘れるような読書は本来の意味での読書とは呼べないのではないのだから、そうした利用者がカウンターにやって来たとしても、もう一度読むように伝えればよいのである。

確かに、図書館における貸出記録というものは、個人の読書の来歴を示すものであり、個人的にはよい記念になるだろう。しかし、公共図書館では、そうした記録は図書館が管理すべきものではなく、利用者本人が管理すべきものであると考えられているはずである。学校図書館は学校教育機関の中に位置する図書館であるから、公共図書館よりもそうした指導を容易に行うことが可能な立場にある。つまり、上に挙げた返却後の記録の用途は、利用者自身が自分で読書記録を管理することで消滅するとも言えるのである。こうした意見について、現場の学校図書館員はどのように考えるのだろうか。

2.3.4.1 読書ノート指導の現状

繰り返せば、筆者は、児童生徒からの記録の参照については、貸出記録を図書館において返却後も管理し続ける絶対的な要件にはならないと考えている。この点について、イン

タビューを行ったところ、まず小学校の図書館では、多くの図書館員が、読書ノート指導が十分に行われていれば、図書館が児童の代わりに記録を管理する必要はないと述べている。しかし、実際には、読書ノート指導はすべての学校では行われておらず、行われているとしても、クラス担任の熱意によって記録状況は様々である。さらに言えば、利用者の中にも、読書に対する意欲や学齢による差異があり、多くの図書館員は「厳密な意味での読書の自己管理は、特に低学年の子どもでは無理だと思う」と答えている。

中学校でもまた、読書ノート指導は学校ごと、クラスごと、個人ごとに差異があることから、やはり小学校同様に、読書の自己管理ができない子どもが多く、記録は利用者のために残しておきたいという回答が多く確認された。このことについて、ある図書館員は、読書ノート指導を行うことを前提としつつも、「中学生は自己管理能力を形成していく発達段階にある」ことから、「公共図書館のように、自分の読書を自分で管理するように、と突き放すことは難しいと思う」と述べている。高校の一部においても、読書の自己管理については、「高校生はものごさなので無理」とのことであり、「高校生くらいまでは、図書館が利用者の代わりに読書記録を管理してあげればいいのではないか」という回答があった。

2.3.4.2 返却時の貸出記録の消去についての意見

以上のように、学校現場では、現実には読書ノート指導は十分には実施されておらず、その一方で、児童生徒は、様々な場面で過去の貸出記録を参照しなければならない必要に迫られている。こうした状況において、多くの図書館員は、問題を感じながらも、そこに用途が存在する限り、返却時の記録消去に踏み切れないでいる。しかし、繰り返し述べているように、読書ノート指導ができないとしても、記録が残る限り、貸出記録の漏洩や目的外使用などの問題は存在する。しかも、学校図書館の場合は、図書館内に残る貸出記録の教育的な利用を肯定するか、否定するか、という強固な指針、ガイドラインも今のところ存在しない。よって、筆者は、どのような用途があっても、そこに代替案がある限り、あるいは、学校図書館のサービスにおいて絶対的に必要となるものではない限り、やはり貸出記録というもの、返却時に消去しておくことが

資料 沖縄県内で使用されている読書ノート¹⁸

読書活動の記録									
読書活動の記録						自己評価表			
曜日	月日	書名	著者名	今日読んだページ数	今日の頁数	8:15前に読書の用紙ができた		8:15から静かに読書した	
月				-					
火				-					
水				-					
木				-					
金				-					
土				-					
今週のまとめ		冊数	反省					捺印	
読書活動の記録						自己評価表			

あなたに最も役立つ本は、あなたを最も喜ばせる

最善の対応であるように考えている。

インタビューでは、以上のような問題をふまえて、最後にもう一度、貸出記録の消去の可能性について考えてもらった。学校図書館内に残された記録には確かに「利用者のため」という明確な用途はある。しかし、その用途は、利用者のプライバシー侵害を引き起こす可能性を前提としてもなお肯定されるべきものであるのだろうか。つまり、生活指導や読書指導など、教育的な目的による貸出記録の外部教員からの参照という難しい問題、判断を求められることを前提としてもなお、(特に頻繁にあるわけではない)利用者の要望のために貸出記録は学校図書館内に残されるべきなのだろうか。表16はその結果をまとめたものである。

(1) 貸出記録は返却後も残すべき

表16から分かるように、最も多い回答は、これまで通り、「貸出記録を残すべき」という考えであった。様々な意見が確認されたが、ここでは代表的な意見を3つ紹介してみたい。

「返却後も貸出記録を残しておくべき」とする第一の意見として

は、学校図書館(小中)では、読書記録をプライバシーとして保護することよりも、読書記録をつけることの大切さを児童生徒に理解させることが重要であるという考えが挙げられる。ある図書館員によると、「読書がどんなに好きでも、小学生に自分の読書記録の管理をすべてやらせるのは難しい」という。ならば、「小学生の間は、読書記録を残すことの大事さを学ぶ期間」として位置づけ、「図書館が利用者の代わりに読書記録を預かってあげて、利用者が知りたいというときに見せてあげて、「ほら、こんなふうに記録を取っておくと思ひ出になるでしょう?」と、その大事さを理解させていく、ということも必要」であると考えられる(小学校)。

また、小学生に対する読書ノート指導についても、「不可能ではないと思うが、現実に子どもたちと触れ合いながら仕事をしていると、読書の記録をきちんと自己管理するまでのレベルに到達させるには相当な時間がかかるように思う(ほとんど不可能だと思う)」という意見もあった。「そうした状況が分かっているだけに、もし、図書館が返却後の貸出記録を消去してしまったら、子どもたちは読書ノートをつけられなくなり、次第に、読書ノ-

表 16 返却時の貸出記録消去について

学 校 の 種 類	残すべき	消 去 すべき	話し合うべき 考えるべき	未確認	合 計
小 学 校	18	1	3	0	22
中 学 校	10	9	4	1	24
高 校	3	2	1	0	6
合 計	31	12	8	1	52

トから離れていってしまうかもしれない」。とすれば、「小学生のうちは、プライバシー保護のために記録を消すことの重要性よりも、記録を残すことの重要性の方が大きい」のではないか(小学校)。その他、「特に低学年に、読んだ本の記録を全てつけておきなさいということは実際には不可能」であり、「小学生、特に低学年の場合は、図書館が1年間くらいは(年度内は)、読書記録を代わりに管理してあげてもよいと思う」という意見もあった(小学校)。

ある図書館員は、読書ノート指導を徹底すればよいという理屈は分かるが、「忙しいクラス担任に読書ノート指導を徹底させる」ように呼びかけることは現実には難しいということを指摘している。そうした状況において、「読書履歴をコンピュータで管理してあげることは子どもたちにとって大変便利なことであり、図書館の魅力の一つになっているように感じることもある」という。とすれば、「返却時に記録が消去されると、この機能がなくなってしまい、同時に、図書館の魅力が一つなくなってしまうかもしれない」という心配もある。「そうした意味で、小学校の場合は、図書館が子どもの読書記録を代わりに管理してあげることも必要なのではないか」(小学校)。

同様の考えは中学校でも確認されており、ある図書館員は、「先生、教えて、僕この本読んだ?」と言ってくる子ども」に対しては、ただ無条件に教えるのではなく、「ほら、ノートをきちんと書かないとだめでしょ」と指導するようにしている」と語る。現実の中学生の多くが読書に関して自己管理能力を持たないという前提に立てば、中学生の間は、そうした指導を同時に行いながらも、「自分が何を借りたのか、何を読んだのか、という記録を、図書館が管理してあげることも必要」であるとも考えられるだろう。「あくまでも読書の自己管理ができない子どものための記録として活用」するのであれば、貸出記録は返却時にすぐに消去するのではなく、読書ノート指導の一つの段階として保持するべきであるとも考えられる。

第二の意見としては、読書ノートの記入が、学校図書館における読書活動を阻害する要素になるという指摘があった。ある図書館員は、小学校の間は、「子どもたちに読む楽しみを教え」る時期であると語る。仮に、貸出のたびに「常に読んだ本の記録を取らせていたら、子どもたちは書くことを嫌がるようになって、本を嫌いになってしまうかもしれない」。つまり、「読むことと書くことを一緒にするのは子どもには苦痛」であり、読書の記録を指導することそのものが、学校図書館にはなじまないのではないかとする考えである(小学校)。

第三に、貸出記録はプライバシー保護上は消去すべきではあるが、学校教育上の必要性がある場合を考慮して残しておくべきであるとする意見もあった。その一つが、上記で紹介

介した生活指導目的、または読書指導目的で利用するために残しておくべきであるという意見である。ある図書館員は、図書館として管理する必要は感じないとしつつも、「生活指導に何らかの形で使えるかもしれない」という気持ちもあるので、返却時に完全に消去するというのはためらいがある」と回答している。「目の前に何か問題を抱えている生徒がいればなにかをしてあげたいと思うのが学校教育に関わるもの全ての考え」であり、「そのための資料として図書館の記録が活用できるのであれば、という気持ちがあるので、記録を完全に消去するということには抵抗がある」という。「もちろん、生活指導の資料として貸出記録をどんどん使うということではないが、読書傾向を伝えることで何かの指導資料になることもあると思うので、記録は残しておいたほうが良いような気もする」とのことであり、「記録を消した方がよいという理屈は分かるが、「もったいない」という気持ちも強い」(高校)と語っている。

同様に、学校教育上の必要性から、学校図書館では貸出記録を消去すべきではないとする回答として、生活指導や読書指導だけでなく、学習指導目的での用途に注目する意見もあった。例えば、ある図書館員は、過去に「低学年の国語の作文指導時に、クラスの先生から「この子は作文が苦手だが、どんな本を与えれば喜んで書くかを考えたいので、過去の貸出状況を知りたい」と言われたことがある」と語る。「子どもたちの過去の読書記録はこうした形で学習指導に結びついている」ことがあり、特に「低学年の作文指導では教員による何らかの手だてが必要になる場合がある」だろう。とすれば、「教科に関わる読書記録については、担任の先生に見せてもよいと思う」し、「そのためには貸出記録は返却後も残しておかないといけない」。さらに言えば、以上のようなケースの「他にも(貸出記録には)司書が気づかないような、教育的な利用方法があるかもしれない」と考える図書館員もいる。つまり、「担任の先生が何かの形で利用したいと言ってきた場合に、学校図書館員が考えなければならないことは、拒否することではなく、むしろ積極的に「(貸出記録を)どのように利用するか、ということを考える」ことなのではないだろうか。もちろん、その場合にも、「安易に貸出記録を利用することはよくない」ということは念頭に置かなければならないが、「利用者のプライバシーに配慮」しながらも、教育的に貸出記録を利用できるのであれば、そうした方法を考慮することが学校の図書館に働く司書の役割であるように思える。よって、「返却時に消去される仕組みは個人的には困るし、学校図書館にはなじまないとと思う」(小学校)とのことであった。

(2) 貸出記録は返却時に消去すべき

今回のインタビューでは、調査対象としたすべての学校において、貸出記録は返却時に

は消去されていなかった。しかし、上述のように、返却後の貸出記録の管理にはさまざまな問題がつきまとう。こうした点をふまえて、図書館員の意見を再度確認したところ、一部がその意見を変え、「返却時に貸出記録は消去した方がよい」と回答するに至った。以下、それぞれのコメントを紹介してみよう。

まず、「子どもたちが過去の貸出履歴をみながる」という用途については、それが絶対的な理由にはならないとする意見が多数確認された。小学校では多くの図書館員が読書ノート指導を行うことは難しいと指摘しているが、確かにそうではあっても、そのことが記録を残さなければならぬ理由にはならないはずである。そもそも、貸出記録というものは、残されているからこそ、そこにいろいろな用途が生じるのであり、実際に残されていないとなると、特に大きな混乱はないのではないだろうか。例えば、インタビュー調査では、「子どもが過去の履歴を見たいと言ってくるかもしれないが、そうした子どもに対しては「残っていない」と言えば済む」(小学校)という意見が確認された。中学校でも同様であり、「子どもたちが、「いままでに何を讀んだか知りたい」と言ってやってくることもあるが、これも、貸出記録が残っているから聞きに来るだけであって、残らなければ残らないで、生徒たちは納得すると思う」(中学校)という意見があった。また、「利用者のために貸出記録を残している」と回答した図書館員の約7割は、児童生徒からの過去の履歴の参照は「学年に1人か2人くらい、月に1度か2度ほど」である(小学校)と答えており、そもそも、記録の参照がそれほど頻繁にあるわけではないという事実も見えてくる。こうした現実を前にして、ある図書館員は、「返却時に記録が消えることで生徒が困ることはほとんどないと思う」(中学校)と答えている。生徒たちを見ていると、「先生たちが「本を借りろ、借りろ」とうるさく言うので、生徒たちもとりあえず借りておけばいいかな、という気持ちで本を借りて行っているようにも見え、(読書好きの一部の生徒を除いて)多くの生徒たちは、冊数を稼ぐために学習マンガや絵本を好んで借りていくので、それほど自分の読書記録に思い入れがないのではないか」という意見もあった(中学校)。

また、中学生に関しては、読書ノート指導を徹底することも可能という指摘もいくつかあった。上記のように、中学生に対しては、読書ノート指導は十分にはできないという意見があったが、その一方で、「中学生にもなれば、個人の読書記録は個人でつけなさいと指導することは不可能ではないと思う」とする意見もいくつか確認されている。「いきなり(貸出記録を)消すのではなく、そのための事前の指導はしっかり行わないといけない」が、「貸出記録は返却後に消しましょう、という決まりになれば、絶対に貸出記録を消せないということはない」(中学校)はずである。

もちろん、そうした指導を行ってもなお、ノートを十分につけられずに、図書館に「過

去にどんな本を読んだか知りたい」と言ってくることがあるかもしれない。しかし、そうした場合でも、「記憶に残っている本があなたの読書記録だよ」というふうに指導(小学校)すればいいことであるし、「覚えてないなら、もう一度読みなさい」と言えばすむこと(中学校)であって、記憶に残らない読書の記録を管理する意味は感じられない、と図書館員の数人は語っている。そもそも、過去の記録を子どもたちのために残したいと言っても、現段階でも、一部の学校図書館では年度内のデータしか残していないのである。つまり、児童生徒は、現在の状況であっても、「在学中の貸出記録全てを振り返ることはできない」のである。例えば、年度ごとに記録を消去する学校では、3月に借りた本のデータは4月には消滅している。そうした状況に対して、生徒から何も不平不満が出ないということは、「記録がなければいい、子どもたちも納得する」ということでもある。とすれば、「図書館が代わりに記録を残してあげる必要はない」のであって(中学校)、「過去の記録を見たいのであれば自分で読書ノートを付けるなどして、自己管理すればよい」のである(高校)。

では、筆者が提案した貸出記録を残すことのデメリットと、消去することのメリットについてはどのように考えられるのだろうか。繰り返せば、貸出記録を返却時に消去せず、管理しつづけることは、他の教員からの生活指導や読書指導、時には学習指導にからむ形での開示要求という、判断が難しい問題をせまられる可能性を含んでいる。しかし、こうした対応を迫られるのは記録が学校図書館内に残っているからであり、公共図書館のように返却時に消去するならば、難しい対応を迫られるということもないはずである。そもそも、貸出記録を何年間保管するか、ということについては、地区によって、学校の種類によって、担当者によってさまざまである。学校長の命令等による管理義務というものも存在せず、基本的には図書館員の判断で決めることができるという話も多数聞かれた。多くの学校において、個人の冊数の統計報告については、月ごと、学期ごとの報告義務はあるが、書名を含む個人の貸出記録については、特に管理することを学校図書館員が義務づけられているわけではない。システム上の設定を変更すれば、個人の貸出冊数のみを吸い上げ、書名を消去することも不可能ではないだろう。

以上のメリット、デメリットについて意見を確認したところ、数は少ないが、一部の図書館員から同意を得ることができた。ここでは回答をそのまま紹介してみたい。

「現実には、貸出記録が残っているから、生活指導目的で利用したい、という発想が出てくるのであって、生活指導を目的として貸出記録を残しているという感覚はない。“個人情報”ということを考えれば、読書記録は残してはいけないという考えも理解できる。実際には、図書館員が貸出記録をさかのぼってみることはめったにないし、そうなると残しておく必要性もあまりないのかもしれない。生活指導目的での利用など、難しい問題もあ

るので、貸出記録は残さない方が楽(安心)かもしれないとも思う。外部の教員から求められた場合も、記録が残っていなければ、「ないです」と言って対応することもできると思う。これからの検討課題にしたい」(高校)

「今のところ、学校全体では読書ノート指導は行っていないが、小学生でも(読書ノートをつけることは)無理ではないと思う。子どもがきちんと読書の自己管理できるのであれば、学校図書館が返却後も貸出記録を残す必要はないように思う。記録が残っているからいろいろと悩まないといけなくなるならば、消した方がいいと思う」(小学校)

「確かに、先生たちは読書指導のために個人の貸出記録を必要としているが、実際に興味があるのは冊数だけで、今のところ、生徒が何を借りたか、ということは興味がないように思える(先生たちは生徒が本を借りてさえいれば安心しているようにも見える)。なので、学校教育上は、今のところ、書名の記録を、返却後も残す必要はないように思う。返却時に貸出記録が消えても特に問題はないと思うし、記録があればあるで生活指導に使えるかなと思うが、使えるということが残しておかないといけないという条件にはならないと思う」(中学校)

「生活指導の資料として、貸出記録があれば便利な部分もあると思うが、それはあくまでも「記録が残っているならば使える」という程度で、生活指導の資料として必要だから残さなければならないという考えはない。学校図書館には1年間勤務しているが、現実には、先生から見たいと言われたこともないので、貸出記録を返却後も残しておく必要性はほとんどないように思う」(中学校)

「学校図書館に勤務していた頃は、返却後も貸出記録が残るシステムについては、誰が何に使うかわからない(悪用されるおそれのある)記録を、誰に依頼されたわけでもないのに(残しておかないといけない決まりもないのに)いつまでも残しておく理由というもの個人的には全く分からなかった。利用者個人の貸出記録をたくさん持っていることが司書のアイデンティティではないし、記録を手放すことで司書のアイデンティティが失われることはない。現在は、公共図書館に勤務していて、外から働きかけることは現実にはできないが(交流はそれほどないので)、いつか学校図書館の仕事に戻ることがあれば、貸出のコンピュータがどうなっているかを調べて、記録が残らないようなシステムに変更できないか、他の司書の先生たちに問題を提起して、検討してみたいと思っている。ただ、何かを改革するのはすごく大きなエネルギーが必要になるかもしれない。市民団体などが外部から問題を提起してくれるのがいいのではないかとも思う」(学校図書館の勤務経験を持つ公共図書館員)

(3) 話し合うべき・考えるべき

貸出記録の返却時の消去について、個人的には消去すべきという考えは分かるが、すぐには結論を出すことができないという意見もあった。

最も多かった回答は、貸出記録の管理期間を変更する場合は、司書同士の集まり(研修会等)の中で決めなければならないとする意見である。

例えば、ある図書館員は、「生徒たちは学校の中で常に誰かに見られ、誰かに評価されているように感じて」おり、「学校図書館はそうした子どもが一人になれる場所であってほしいし、生徒たちに対して、図書館の中くらいはそっとしておいてあげたいという気持ちがある」と語る。よって、貸出記録を生活指導や読書指導などの評価材料に活用されることには基本的に反対であり、貸出記録を「返却後も残しておく必要性を感じていない」と考えているという。さらに言えば、学校の近くには「立派な公共図書館もあって、読書好きな生徒はそちらでも本を借りて」おり、「学校図書館の記録がイコール、個人の読書歴(の全て)ではない」とも考えている。しかし、「司書の中には(在学中の貸出記録を)きれいな封筒に入れて渡してあげる人もいて、生徒たちは喜んでくれるようなので、そうした活動を一概に否定できないとも思う」。個人的には「貸出記録を返却後も残しておく必要性を感じていないが、他の司書がどのように考えるかわからないので、消去するとすれば、きちんと話し合う必要がある」とのことである(高校)。

小学校に勤務するある図書館員は、簡単に過去の貸出履歴を参照できることは子どもたちにとって魅力的なことであると指摘しながらも、「(多くの子どもが)魅力だと感じている裏で、1人、2人、記録が残ることを嫌がっている子どもがいるのかもしれない」と指摘する。図書館員として「そうした意識は常にもっておかないといけないとも感じ」ており、簡単に答えを出すべき問題ではなく、「司書同士できちんと研究していかないとけない問題だとも思う」と語っている(小学校)。

ある中学校の図書館員もまた、返却後に貸出記録を残すことについて、特に絶対的な必要性があるとは考えられないと述べている。例えば、生徒の中に履歴を参照したいというニーズがあるとしても、「生徒は、最初から記録がないということを伝えておけば、そういうものだと納得すると思う」し、「中学生にもなれば、読書の管理くらいは自分でやればいいとも思う」と語っている。また、「生活指導目的での利用については、貸出記録があるから見せる、あるならば見せないといけなくなる、ということであり、生活指導のために絶対に貸出記録を残しておかないといけないという考え方ではない」という。ただし、「今まで残っていたものがなくなることには少し抵抗感もある」のも正直な意見であり、「個人的には、記録を残しておく必要は感じないので消してもいいと思うが、他の司書の意見も聞

いて、慎重に検討する必要もあると思う」と語る(中学校)。

司書同士の話し合いだけではなく、図書館の係教諭、司書教諭の意見も確認しなければならないとする意見もあった。例えば、カード式の学校において、卒業時の貸出記録の贈呈が学校行事として伝統的に続けられている場合には、使用済みのカードをその都度本人に返却したり、カードの書名欄を塗りつぶすという対応へとすぐに変更することは難しい。ある図書館員は「廃止することについては、先生たちの意見もあると思う」とし、「司書1人では決められない問題なので、図書館部の先生たちと相談する必要がある」と述べている(中学校)。

また、この問題は学校教育全体に関わる問題であるとして、学内の他の教員の意見も広く求めたいとする意見も確認された。例えば、ある図書館員は、個人的には、「記録が残らないのであれば、残らないで、特に問題も感じない」としつつも、「ただし、これはあくまでも学校図書館側の考えで、記録を返却時に消すのであれば、クラスの先生ともきちんと話し合わないといけないと思う」と付け加えている(小学校)。また、ある中学校の図書館員は、返却時の貸出記録の消去について、「図書館人としては賛成」であると前置きしつつも、「ただし、教育の現場にいる人間としては賛成できない部分もある」と述べている。「貸出記録がなければ、確かに判断が難しいことに巻き込まれなくて済むのかもしれないが、それが学校教育の現場にいる人間にとって正しい判断かどうかは分からないし、「少しずるい印象も受ける」と語っている。「生徒のことを本当に考えるならば、無関心であることが正しいとは割り切れない」部分もあり、「この問題は、図書館員だけで話し合うのではなく、教員も交えて議論する必要がある」と考えているという。よって、「図書館員だけで「今のところ要求はないから、返却時に消すようにしてしまおう」と結論を出すのは早急であり、やはり「学校全体で議論すべき問題だと思う」とのことであった(中学校)。

おわりに

以上、本稿では、沖縄県の学校図書館員へのインタビュー調査を行い、「図書館の自由」、特に、プライバシー保護という観点から、学校図書館における読書記録・貸出記録の望ましい管理方法について考察した。その結果、調査時においては(調査を通じて考えが変化する図書館員も多かったが)、利用者の読書記録・貸出記録は、学校生活のさまざまな場面において、プライバシーとして十分に認識されておらず、また、保護されなければならない個人情報としては扱われていないことが明らかとなった。一方で、学校教育現場では貸出記録を教育的な用途で活用しようという要求が図書館員に対して寄せられることもあり、そうした場面において学校図書館員がどのように対応すればよいか、ということはこれまで

に議論されたことがなく、図書館が管理する読書記録、貸出記録の取り扱いについては、返却時の消去も含めて、各図書館員によって少しずつ意見が異なっていることもみえてきた。

本論では触れなかったが、今回の調査では、具体的には想定していなかった新しい問題点も確認された。筆者は学校現場において、読書記録、貸出記録を外部の教員から求められた場合、そもそも記録が図書館内に残っていなければ対応しなくてもよい、つまり難しい判断を迫られずにすむという考えをインタビュー時に提示したが、ある図書館員は「記録は消去できたとしても、記憶は残るかもしれない」と答えている。この図書館員の発言を紹介してみよう。

「確かに、記録が残らなければ問題は解決されると思うが、気になるのは、司書の記憶が残っているということ。職員会議などで、図書館内での生徒の行動や読書傾向について説明を求められた場合、拒むことができるか、という問題はまだ残されると思う。公共図書館とは違って、学校図書館では、カウンターにいと、利用者との距離が近い分、利用者の行動や読書傾向の印象が残ってしまう。学校図書館に勤務していた頃の利用者に、公共図書館のカウンターで会うこともあるが、どんな本を読んでいたか、ということがすぐに頭に浮かんでくる。もちろん、(外部から記録を求められたとしても)基本的には「覚えていません」ととぼけるつもりだが、生徒が抱える問題は様々で、自殺や妊娠など、命に関わるような場合もある。まずは司書からその子どもに働きかけると思うが、そのあとで、担任や保健の先生などとの協力の中で、司書が積極的に動かなければならないこともあるかもしれない。こうした点を考えると、認めたくないが、プライバシー保護という部分では、学校図書館は公共図書館とはやはり違う部分もあるかもしれないとも考えてしまう。気持ちの99%の部分では、読書記録は第三者には伝えないつもりだが、これを100%にすることは、学校図書館では難しいかもしれない。緊急の場合に備えて、1%の部分では、記録を伝えてもいい、という余地を残しておかないといけなのではないか。学校図書館の司書は、本来は事務職員であるはずなのに、なぜか教育者としての役割を求められる。しかし、(図書館員は教育の専門家ではないので)必要がある場合には、他の専門家に生徒指導の資料として読書記録を伝えてもいい、というルールがあってもいいのかもしれないと思う。記録は消せても、記憶は残ってしまう。貸出記録をコンピュータから消すという対応だけではなく、司書の記憶の開示についてもどこで線を引くか、しっかりとしたルールを作るべきだと思う」(学校図書館の勤務経験をもつ公共図書館員)

繰り返せば、貸出記録の目的外使用という問題については、「図書館の自由」、プライバシー保護と読書の自由、という観点からみると非常に大きな問題であると認識しつつも、

いざ行動に移すとすると、判断が難しくなるという回答が非常に多かった。その一つの理由が、上の図書館員も指摘するように、学校図書館員の行動指針となるような、「図書館の自由」に関する明確なルールが存在しないということであろう。

本論文をまとめる過程で、筆者は、新たに沖縄県の離島(石垣島を中心に)にて、14人の学校図書館員へのインタビュー調査を行った。今回の論文では、その結果は反映されていないが、貸出記録の管理方法について新しい意見も多く確認された。また、今回の考察では、インタビュー調査の内容を整理することが中心となり、学校図書館における望ましい貸出記録の管理方法についての明確な結論を導くことはできなかった。今後も沖縄県を中心に調査を続けながら、学校図書館と「図書館の自由」に関して、プライバシー保護を論点とした提案を模索していきたい。

謝 辞

今回のインタビュー調査では、沖縄県内の多くの学校図書館関係者にご協力いただいた。那覇市の学校図書館への調査依頼を仲介していただいた若狭小学校図書館の上地先生をはじめとして、多くの先生方のご厚意がなければ、今回の研究を進めることはできなかった。この場を借りて深くお礼申しあげたい。(2004.09.13)

脚 注

- 1 「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件逐条解説」『学図』第6号, 1990, p72
- 2 日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』第2版, 日本図書館協会, 2004
- 3 山口真也著「学校図書館と「図書館の自由」—沖縄県学校図書館における読書記録の保護の現状と問題点」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第8巻2号, 2004.3, p23-55
- 4 小中併設校、中高併設校は延べ数で集計した。
- 5 例えば、一部の自治体が採用しているシステムでは、資料を利用者が借り出す際の確認画面が、次の利用者が貸し出しの手続きを行うまで、そのままの状態では放置されるという問題が確認された。コンピュータで貸し出し手続きを行うと、確認として利用者氏名と借り出した資料のタイトルがモニタに表示される。次の利用者が自分の貸出カードをコンピュータに読み取らせると、前の利用者の情報が映し出された確認画面は切り替わることになるが、次の利用者が来るまではカウンターのコンピュータには前の利用者の情報が延々と表示され続けることになる。小学校、中学校の図書館では、貸出返却用のモニタは利用者の方に向けられていることが多く、利用者のプライバシーは完全に守られることはない。なお、一部の図書館員によると、この確認画面はコンピュータの設定によって、「切り替える秒数を自動的に設定することができる」という話もあった。
- 6 一方で、他人の貸出した資料のタイトルに興味を持つ利用者が多いと回答した図書館員はわずかに2名であり(小学校1、中学校1)、現行の貸出システムを悪用して他人の読書内容を意図的に知ろうとするという問題は、決して強く意識されているわけではないことが分かる。

- 7 宮地美智子著「学校図書館の貸出方式—学校図書館問題研究会の取組みから（ふだんだって図書館の自由—2—〈特集〉）」『みんなの図書館』213, 1995.1, p36-38、土居陽子著「学校図書館の日常活動における「図書館の自由」」『図書館界』37(3), 1985.9, p103、平中和司著「学校図書館とプライバシー—長野県の効率小中学校の様子から—」『図書館界』50(2), 1998.7, p60、高橋恵美子「学校図書館における貸出方式とプライバシー」『図書館は利用者の秘密を守る』（図書館と自由第9集）日本図書館協会, 1988.3, p45、赤星隆子編著『読書と豊かな人間性』樹村房, 1999, p48 など
- 8 渡辺重夫著「個人情報保護と学校図書館—プライバシー権と結びつけて(2)」『学校図書館』492, 1991.10, p67-69
- 9 塩見昇著「プライバシーの尊重」『学校図書館』507, 1993.1, p30-31
- 10 インタビュー対象学校では、小中学校ともに9割を超える学校が「朝の読書」を行っていた。「朝の読書」は沖縄県では学力向上を目的として（本土との学力格差をなくすために）古くから行ってきた」という経緯があり、30年以上前から実施している中学校もあるという。
- 11 「不定期」には（担任からの）「求めに応じて提供する」も含む。
- 12 通知表へ記入する情報も同じ結果であり、全ての学校で書名は伝えられていない。
- 13 『図書館の自由に関する宣言』では、「ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである」と記されており、『図書館員の倫理綱領』では、「この綱領は、すべての図書館員が館種、館内の地位、職種及び司書資格の有無にかかわらず、綱領を通して図書館の役割を理解し、綱領実現への努力に積極的に参加することを期待している。さらに、図書館に働くボランティアや図書館同種施設に働く人びと、地域文庫にかかわる人びと等による理解をも望んでいる」と記されている。
- 14 日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言」解説』第2版, 2004, p38
- 15 「読者のひろば」<http://www.jla.or.jp/school/message/20040602.html>, 2004.6.2 「学校図書館でのプライバシーについて、詳しく書いてある資料を教えてくださいませんか。小学校司書教諭から何度も、督促時に担任を通して書名入りで督促状を作るように言われており、また他校で同じ仕事に携わっている司書の方々に相談しても現場優先のようです。以前勤務していた大学図書館はもちろん、公共図書館でもプライバシーには細心の注意がなされており、小学校でもそれは同じことだと考えていたのですがあわせるべきでしょうか？ ご教示のほどよろしくお願いたします。」
- 16 生活指導に関する情報を開示することは守秘義務に反することから、詳しい内容を話すことができないため、個別の事例について詳しく確認することはできなかった。ここでは、事例の概要のみを確認できた範囲で掲載する。
- 17 全国学校図書館協議会が発行する『学校図書館』に「卒業記念封筒」の広告が掲載されたのは1968年1月号(270号)であり、以下のような広告文が掲載されている。「卒業式には図書館から心のこもった贈りものを！それは在校生の読書記録を子どもたちに贈ってやることです。個人カード、読書カード、帯出者カードなどは個人個人の読書の記録です。このカードを美しい封筒に入れて、ヘルマンヘッセの言葉と共に子どもたちに贈ろうというアイディアはいかがですか」（p68）
- 18 中学校読書記録編集委員会編『読書の記録 中学生用』第8版, 1999
- 19 本文では触れていないが、今回のインタビュー調査では、書名を含む貸出記録を返却後も図書館が管理する義務があるかどうか（学校長からの指示・命令があるかどうか）、の確認も行っている。「不明（詳しく調べてみないと分からない）」とする回答もあったが、管理義務があると断言する回答はなかった。